

令和 5 年第 3 回高森町定例会一般質問

令和 5 年 9 月 12 日 午前 9 時 開議

会場：高森町役場 議場

頁	氏名	質問事項
66	大島 正光	I 三遠南信自動車道の整備効果を活かすために
71	木下 啓爾	I 高森町の「人材育成」への取り組みについて
85	三浦喜久夫	I タイムライン作成で地域の「共助力」向上に期待する
95	齋藤 天	I 不登校に対する施策「自分らしい学び応援事業」の 三本柱、4つの方向性について
101	北沢 幸保	I 自衛隊への個人情報提供について
113	佐々木 昌	I 山吹下河原水路網について
119	小平 一博	I 新しい下市田保育園いつできるの
128	本島 未来	I 自然災害への備えについて
138	原 敏明	I 給食費無料化について II 福祉センター建て替えについて
149	小川 修	I 下市田産業用地整備事業について
154	河合 隆俊	I 「人・農地プラン」の実質化に向けて II 市田柿の原料柿品質向上に向けて

日程第9 一般質問（会議規則第60条）

○議長（岩口友雄君） 日程第9、「一般質問」を行います。

会議規則第60条の規定により、通告順に質問を許します。

質問される方は、質問席で一項目ずつお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

◇ 通告1番 大島正光（12番） ◇

○議長（岩口友雄君） 12番、大島正光君。

○12番（大島正光君） 12番、大島でございます。

トップバッターで質問をさせていただきます。

私は、三遠南信自動車道の整備効果を活かすために、について質問をさせていただきます。

三遠南信自動車道は、ご承知のように、飯田市と静岡県浜松市を結ぶ100キロの料金の無料の高速自動車道でございます。一部現道拡幅の箇所がございますが、基本的に無料の高速自動車道でございます。

7月6日に三遠南信自動車道の整備状況を、私ども議員7名で自主研修で視察してまいりました。当日は、飯田国道とそれから浜松の河川国道事務所から副所長、それから課長等が出席いただき、工事の進捗状況をお聞きしてまいりました。長野県側それから浜松側、それぞれトンネル工事1箇所、橋梁工事1箇所、計トンネル工事2箇所、それから橋梁の工事の2箇所ということで視察をさせていただきました。

特に私、記憶に残っておるのは、青崩トンネル、青崩峠トンネルでございます。これは4,998メートルのトンネルでございまして、この三遠南信自動車道の最大の難所でございます。中央構造線が近くにあって、その影響を受けた地質、それから土被りが600メートルというような圧力などを乗り越えて5月26日に貫通した、その状況を説明いただきました。また、橋梁工事では、高さ40メートルを超える橋梁の下部工事など、非常に難度の高い日本の土木技術を視察してまいりました。

この道路は既に61.3キロメートルが完成をしております。ということは、100キロのうちの61.3%が完成をしておるということでございます。2年後には7.1キロの浜松の方で開通、あるいは青崩峠道路5.9キロの早期完成も見込まれます。そうすると、74.3%の完成になるわけでございます。

さて、質問の三遠南信自動車道の整備効果でございますが、広域交流の促進、三遠南信地域の連携強化、救急医療サービスの支援、災害に強い地域ネットワークの構築など活かすためには、工事が完成してからでは遅いというふうに私は思います。今から取り組む必要があると私は考えます。

現在、町が考えているこれらのことに対して、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 1 回目の質問趣旨に対し、答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、三遠南信自動車道が全線供用開始をされると、今ご説明をいただいたとおり、浜松市と飯田市間の所要時間が、一般道と比較して約 2 時間、高速道路と比較しても 40 分短縮されるということになります。

これまで地域全体では、三遠南信地域連携ビジョン推進会議、S E N A と呼ばれていますけれども、それで三遠南信サミットであったりとか、三遠南信教育サミット、こういったものを開催して地域間のつながりを深め、供用開始により、より実践的な交流が始まると考えられております。

まず、この効果をどのように見込むかということでもありますけれども、当然、災害時の重要物流道路としての効果を見込むということもありますし、大島議員がおっしゃっていただいたとおり、無料の区間ということになるので、工場や何かに対する出荷であったりとか、そういったものには当地域には非常に大きな期待を持っているということでもあります。

特に、その民間企業を今後誘致してこなればいけないというような、下市田の産業用地に対しましては、非常にメリットが高い道路が完成するということで、誘致もしやすくなるというような、こういった環境が見込まれております。町としては、まずはそういった準備をきちんとしてまいりたいと思っています。

ただそれだけではなくて、道路ですので、車で来ていただける皆さんをどのように誘客していくのかというところが、高森町にとっては非常に重要だと思っています。

まず、今年度行っている事業で申しますと、その地域活性化起業人制度でぐるなびの岩佐さんに入ってくださいまして、農家などが消費者に向けて直接特産品を P R していく、こういった術を学んでいただくというような形を徐々に

始めさせていただいております。そうしたことによって、地域の魅力をまず発信していくということを始めるということ。

次には、町の観光協会を再編しているということで、まず、湯ヶ洞・御大たかもり温泉、それから先ほど話題にはなりましたが、地域の皆さんが頑張っ一生懸命やろうとしてくれている山の寺キャンプ場、それから民間の投入のある上段施設と、あとグランピング施設、それから大島山でいま計画中の宿泊施設や岩盤浴、こういったものが、民間と町とが協働していろいろな形で高森町にこういうものがあるというPRを進めていくためにも、観光協会は必ず必要になるということでもあります。また、特産の農産物の果物狩りやなんかも観光協会です担っていただきたいと思います。

それ以外でありますけれども、いま一生懸命整備を始めています「MIZBEステーション」、それからJFA公認の人工芝を使うサッカー場であったりとかクラブハウス、こういったスポーツ施設と誘客施設を充実させることによって、人の交流を深めてまいりたいと思っております。

どちらにしても、町だけでということではないですし、民間事業者だけということもないですし、また、人材育成や何かを進めてきている部分の中では、ほんとに地域の若者がこういうことに取り組みたいということで、いろいろなチャンスを行動に移す、そんな取り組みも増えてきていますので、そういった皆さんの下支えを町としては一生懸命やりながら、未来に向けて頑張っまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 大島議員。

○12番（大島正光君） しっかり取り組めるところはたくさんあるというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

通行料が無料の三遠南信自動車道が開通すれば、東三河や静岡から人が来やすくなるのは当然だと思っております。今後、自然を活かしたアウトドア産業の可能性を重視していきたいというふうに私は思っております。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、自然の中で余暇を楽しむ意識が高まり、キャンプ場が人気であります。しかし、電源やトイレ、炊事場、予約サイトを備えたRVパーク、リクリエーショナル・ビークルが少ないというふうに聞いております。いわゆるキャンピングカーが適切に停められるところが

少ないというふうに聞いております。

今からそういった整備を提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） ありがとうございます。

昨年度、山の寺キャンプ場を指定管理に付すにあたっては、キャンプサイトのリニューアルを行ってございます。その中で各サイト、キャンプサイト、テントサイトですね、テントサイトに車両が乗り付けられるといった周回路や駐車スペースなどを設けさせていただいております。

また、指定管理者においては、予約サイトなどを設けていただくなど、積極的にその内外、県外からのご利用の皆さまに対しても遡及をして努めていただいているところでございます。

先ほどにおきましては、指定管理料の増額といった補正予算のご提案にご賛同賜りましてありがとうございました。議論の中でもお示しをいただきましたとおり、この大きな変化に対して十分な説明をさせていただきながら、先ほどご質問いただいたような施設の充実に向けて、また指定管理者と手を携えてまいりたいと考えております。

ご指摘のこの施設、求められる電源やトイレ、炊事場、あるいはキャンプカーなどの駐車スペースなど、さまざまな施設がこれからも考えられるわけでありますけれども、これらにつきましては、当然財源の確保なども探求しながら、順次検討を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、現在進めております「M I Z B Eステーション」につきましても、キャンプサイトを計画しておる中で、今後の計画ではありますけれども、そんなご意見も参考にさせていただきながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 大島議員。

○12番（大島正光君） 「M I Z B Eステーション」もこれからということでございますので、ぜひそのような整備もよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

三遠南信自動車道が開通すれば、当町と友好都市の御前崎市までの時間が短縮され、さらに交流が深まると考えられます。既に6月までに両市町2社によ

るコラボ商品が完成し、発売となったというふうに聞いております。これはコラボカレーだというふうに聞いておりますが、こういった商品を発売されたというふうに思っております。

J R東海の須田顧問は、完成までの対策として、観光地同士が手を結び、ネットワークをつくって情報を発信することが一つのポイントと、講演の中で力説をしております。

今後、整備効果の、先ほど言いました①②、広域交流の促進、三遠南信地域の連携強化等々、早めに両市町や商工会、観光協会との積極的な連携、交流が重要となっていくと考えられますが、町の考えはいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） 高速交通網の整備によりまして、各地域との交流が身近になるといったことは、先ほど来ご紹介をいただいているとおりで思っております。ご紹介いただきましたように、昨年度には、御前崎市また高森町両市町の商工会が、相互にお互いの土地を訪れまして、それぞれの特産品を販売し合うという試みが始まってございます。当町からはリンゴを御前崎市のなぶら市場で、また御前崎市からは特産でありますお茶を当町のパースで特販を行うといった試みが行われております。先ほどのS E N Aなども含めたこういった交流の中で、ご紹介いただきましたコラボ商品も生まれてきたというふうに伺っているところです。

また、本年は、4年ぶりになります島岡旗野球大会に御前崎の中学校もご参加をいただくことができました。子どもたちのこういったスポーツを通じての交流も再開されてきているということになります。

先ほど町長の方からもお答えをさせていただいておりますけれども、観光協会が本年度から再編され、また専任の職員を配置するという形をとることができました。今後は、商工会、先ほどご紹介させていただいた取り組みに続きまして、観光協会においても、その観光の分野でさまざまな交流が始まっていく、そのきっかけ窓口となっていだけるというふうに期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 大島議員。

- 12番（大島正光君） 最後になりますが、先ほど私の方からちょっとお話しさせてもらいましたが、三遠南信自動車道、既に61.3%が完成をしております。完成してから交流促進をしては遅いと思います。今からやはり静岡方面、御前崎市も含めて、交流促進を今から考えていく必要があると思いますので、積極的にまた交流の方をお願いをしたいと思っております。
- これで私の一般質問を終わります。

◇ 通告2番 木下啓爾（8番） ◇

○議長（岩口友雄君） 8番、木下啓爾君。

○8番（木下啓爾君） 8番、木下啓爾です。

これから、高森町の「人材育成」への取り組みというテーマで、質問を展開してまいります。

壬生町長は、1期目及び2期目のマニフェストで「人材育成」を柱とされております。1期目にPLAN1として、地域に根差した「人材育成」、地方創生は人づくりと訴え、2期目には、1期目のマニフェストをさらに具体的に示し、3つのプロジェクトを挙げておられます。そして、その実現のために、これまでさまざまな施策を展開されてこられました。

その対象は、小中学生から始まり高校生・大学生、また熱中小学校では成人への取り組み、さらに役場職員の人事交流や研修など、それらは郷土を愛し誇りに思う心の育成や、自らまちづくりに参画しようとする人材の育成、役場職員のレベルアップ、さらには高森町に限らず、広域の人材を育成しようとした取り組みでした。私自身は、この壬生町長の言われる「人づくりはまちづくり」という施策を、これまで高く評価をしてまいりました。

そこで、項目（1）の質問に入ります。

町長がマニフェストに挙げられてきました「人材育成」のこれまでの評価について、お尋ねをいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 非常に難しい質問をいただいたので、きちんとした答弁ができるかわかりませんが、私なりの評価を若干させていただきたいと思いますが、なぜこの、ほかの誰もマニフェストに挙げない「人材育成」という部分をマニフェストに挙げたのかというと、私は平成12年からまちづくり研究室

というところでお世話になっておりまして、その頃から自治会の未加入問題であつたりとか、コミュニティ研究集会、そういったものを開きながらも、ずっといろいろなことを議論させていただきましたが、どうしてもその目の前の課題をどうするのかという会話になってしまって、根本的にやはり感覚であつたりとか、考え方を変えるというそういうところを、話の議題には上がっても実行する人がいなかったというところがあります。

地方創生が進んでくるに従って、人口減少、少子高齢化といろいろな問題が顕在化してきたところで、こういった取り組みを地方できちんとやっていかないと、そうしないと地方が成り立たなくなる。そういった気持ちから、「人材育成」をマニフェストの柱とさせていただいて、先ほど木下議員がご紹介いただいたようないろいろな取り組みをさせてきていただいております。

じゃあその評価ということですが、その大前提として、住民の皆さんが地域に対する考え方であつたりとか、取り組みがすごい変わってきたなと感じるようになって、それを評価として伝えることができるようになるには、まだまだもう少し時間が必要かなというふうに考えておりますが、先ほどのキャンプ場の話もそうですし、それ以外の地域の皆さんがいろいろ考えているということも含めて、人任せにしない、行政任せにしない、自分たちでも行動してみる、場合によっては、お金の投資をしながらやってみるという、そういう人たちがいろいろな形で増えてきたということは事実だと思っております。

さらに、町が行うイベントやなんかも実行委員会を組織してやるような形にしておるんですけれども、それこそまるごと収穫祭に関わっていただいている議員の皆さんもいらっしゃいますし、さらには市田の灯籠流しをやるといっても、大勢の皆さまがボランティアとしてその実行委員会に参加をしていただいて、それでなんとかいろいろなことができるようになっていくという、そういう実感を少しずつ感じてきているところがありますし、もちろん小中学生の活動に対して、いろいろなボランティアの皆さまが来ていただきながらそこに携わっていただくという、そういうことができるようになってきたなというのがあるので、そういう意味では少しずつ意識の向上がされているのかなと思っています。

ただ、地域の人が地域のことを、町の人が町のことを、自分事として考えて行動ができるようにするには、ほんとにいろいろな分野が多様化しているこの

世の中で、さらには現役世代といわれている人は非常に忙しすぎるというよう
なところもあって、なかなか地域を顧みる時間といったのもないという難しい
課題もあるので、私の全体の評価としてはできている部分もありますけれど、
まだまだ道半ばといったような評価をしております。

今後も、将来の高森町に向けて、それぞれの地域の皆さまが、自分の地域の
ために、また自分たちの町のために、いろいろな行動をしていただけるように、
地道ではありますが、努力を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） 続いて、①の質問に入りたいわけですが、ただいま町長のご
回答の中でたくさん中身を言われてしまったので、ご準備をいただきましたお
答えがありまして、町民や役場の職員の反応など、その具体をという質問でご
ざいます。もし付け加えることがありましたらお願いをいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 一番わかりやすい具体例として用意させていただいたのは、
昨年行いました「ギネス記録への挑戦」というところです。中学校2年のとき
に3年生になる子どもたちから、流しそうめんできネス記録に挑戦したいとい
う話がありまして、それこそ議会でも予算を認めていただいて、いろいろやっ
ていくということになったんですけれども、この取り組みそのものが中学生
だけで到底できるはずありませんでした。

中学生自分たちで区長会へ来て、区長の皆さんに「ぜひ竹を提供してほしい」
というお願いをしたんですけれども、そのときの区長会の反応は、正直言うと、
今頃何を言っているんだというようなところも含めて、厳しいご意見をいただ
いたと思っています。ただ、それを受けた区長の皆さんが、ほんとにきちんと
準備をしていただいてやっていただくという非常にありがたい、そんな思いを
しました。ただ、さらには商工会の皆さんが集まっていたりとか、あと
ボランティアの皆さんが集まって竹を削っていただいたりとか、ほんとレーン
を組み立ててという、自分の仕事の時間を削ってまで来ていただいてやってい
ただくという、これが一つの良い成果であったと思っておるんですが、これは
実はあまり良くない成果も当然ありまして、最後終わったところで一番言われ
たのは、中学生がもっと関わってもよかったんじゃないかということ、保護者

は何をやっていたんだというような、そういうご意見をいただきました。やっぱり一番身近な人たちの関わりというのが、なかなかうまくコーディネートすることができなかったというところには、町と学校の間にある難しい問題であったりとか、さらにはそれを保護者にどうお伝えしながら協力を仰ぐという、一番根本的な部分のところで、もしかしたら忙しくて手伝えることができなかったということはあるかもしれないですけども、ほんとはそういう皆さんがきちんと参加をしていただくというところをもっていかなきゃいけなかったという反省もあります。

地域の皆さまが一丸となってこういうことに手伝っていただけるという、そういうのが段々できあがった反面、先ほど申したような難しい課題があるんだと思います。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） 私の後で言おうと思うところを先々言われてしまうので、またあと少し話させていただきます。

人材育成の効果というのが、なかなかすぐ現れるものではありません。5年先、10年先、もっと10年、20年先にその効果が出てくるというものであると思います。そのような性格から評価というのは非常に難しい。で、その上で今の質問をいたしました。何事も評価なくしては次の段階へ進めませんので、ご容赦を願いたいと思います。

次に、②の質問です。

全国の自治体職員向けの雑誌Gと言っておきます。その雑誌での特集記事や、全国市町村国際文化研修所が天津市にございますが、そこでの講座の講師、他の雑誌での対談も見かけました。壬生町長は、高森町の人材育成について、多くの場で実践をお話しされております。全国的にもこれは注目されている人材育成の取り組みであります。また、最近、近隣の市町村でも、人材育成に関わる取り組みが新聞等で報道されているのをよく見かけるようになりました。

先ほど申しましたように、町長は、町長選のマニフェストで「人材育成」を柱とされ、2回連続で無投票という感じで当選をいたしましたので、町民の評価を、人材育成に関わる町民の評価を、投票という形では受けていないことになります。当然、無投票ですので、その中に評価があると思うのは当然でございますが、先ほど申しましたように、2回連続で無投票で町民の評価を直接

受けていない、その点について、どのようにお考えになっておられるか、質問をいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） マニフェストであつたりとか、私自身への信任を受けるということについては、投票はあつてしかるべきと思っておりますが、私に選択肢がない部分もあるので、この部分については非常に難しいなと思っております。

ただ、1回目の選挙も2回目の選挙もそうですけれども、出るというふうに決めてからは、地区懇談会をいくつも開催したり、いろいろな皆さんとの団体の交流会を開催したりして、これからの時代に必要なのは、やっぱり人が育って行って、行政任せにしない、「義務」と「負担」を自分で負いながら、それで責任を果たしていくという、そういうところを自分たちが考えてやっていかないとまちづくりはできないというところについては、しっかり説明をさせていただいた上で選挙に出ているつもりですので、それなりの評価をいただいておりますという判断をせざるを得ないのかなと思っております。

また、当選した後も、まちづくり懇談会であつたりとか、子どもたちに対する懇談会であつたりとか、そういったものを通じて、人材育成の必要性というのはしっかり伝えているつもりではいますので、町民の評価ということですが、ある程度ご理解はいただいておりますという形で考えておることです。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） さらに③の質問に入ります。

率直に言って、高森町民は町長の取り組んでおられる「人材育成」について、あまり理解されていないのが実情ではないかと、私は感じています。

今お話のありましたように、さまざまな場所で町長がお話しをくださり、それに理解を示していただける町民の皆さまも多いことは重々わかっておりますが、そこへ出ておられない方、町民の皆さまの多くは、町長の取り組んでいる人材育成というのはなんぞや、というようなことで理解が不足しているのではないかと、その原因は、率直に、町民への町長の説明がまだまだ不十分ではないかと考えておりますが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 町でこういう取り組みをしているということについては、町全体の事業の計画であつたりとか、評価であつたりとか、そういったところを通じて説明をさせていただいておるということですが、その人材育成をやっていますみたいな、そういう説明というのは私は一切しておりません。どちらかというと、自分たちが考える場面を提供するであつたりとか、行動できる場面と一緒に考えるであつたりとか、そういったところを重要視しています。

一番わかりやすいのはまちづくり懇談会で、まちづくり懇談会が、今までの行政と地域の方との対面で説明会みたいでやるというのを、もう町長になって2年目から、そこはワークショップであつたりとか、意見交換会と一緒にやって、課題をやっぱり一つずつでも解決できるような場に変えるであつたりとか、そういったところに努めていますし、先ほどのいろいろな町がやるイベントや何かに対しても、町民の皆さまが関わりやすいような環境というところで、いろいろな人たちを募集して参加をしていただけるといった、皆さんにお手伝いをいただくというようなスタイルをとっておって、それが最終的には人材育成につながっていくという、その細かい説明まで、多分町民の皆さんにはする必要が私はないと思っているので、こんな取り組みをさせていただいておるということです。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） 今、町長のお話の言われたとおりだと思います。町の施策の多くが「人を育てる」というところに関わりをもっていると思います。どの事業も高森町の人材を育てている一翼を担っているというふうに思っておりますので、これは予定にない発言ですが、ぜひ役場の職員の皆さんにも、皆さんのやっている事業が町の人づくりにつながっているんだよということを、どこかでしっかりアプローチをお話しいただければと思います。

（2）の質問に移ります。

先ほどお話しをいたしましたけれども、町は人材育成の対象の年齢や団体、地域、まちづくりや事業を興すなどの自己実現への支援など、さまざまな方向からアプローチをしています。その上で、今後の人材育成事業に関わって、町の事業としての継続。それから先ほどもちょっと出てまいりました。普段から町長の言われている町の事業から町民、民間への主体の移行という点について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） ここに至るまでのやっぱりいろいろな経過等の部分のところで、北川先生やなんかの言葉を借りれば、「敗戦後の日本がなぜ経済を優先しなきゃいけなかったか」であつたりとか、やはり「日本経済を復興するために、先人の皆さんたちがどういう努力をしてきたのか」というようなところを、やっぱり振り返らなければいけないと思うんですけども、その結果、自分たちに残されたものが何だったのかというところも、やっぱり検証しなければいけないと思っています。

ほんとにそういった経済優先の社会構造が、教育現場であつたりとか、社会や人の役に立つ人材を育てるところを少し置いてきてしまっているというところがあり、利己主義と言われてはいますけれども、こういった状態に今なっているのではないかとすることがあります。

ですので、それをちょっとずつでも直していくという言い方は変ですけども、やはり他人の気持ちに立って考えられるであつたりとか、地域のために貢献できるという、そういう気持ちに変えていくには、時間もかかるし、やはり継続的にやっていかなきゃいけない。さらにこの地方創生という地方には大きな課題がありますので、そういったところのこのタイミングで住民の意識を変えていくという必要があつて、それには地域の住民はもちろんなんですが、教育機関であつたりとか、あとこの地域の事業者であつたりとか、あと町ですね、行政がやはり手を携えながら、その行動に向かつていくということをしなければいけないと思っています。

それを町民の皆さんに移行するというタイミングがいつかみたいなのはあるんですけども、そこを全体コーディネートする、例えば事業者みたいなものができてくれば、当然それも一つの選択肢になってくると思うんですが、高森町においては、今は私が町長で「人材育成」というのをマニフェストに挙げている以上、行政がやはりそこのコーディネートをしていくというのをしばらくはやらせていただいて、その後、民間事業にうまく移行しながら、行政からも支えていただくというような、そういうような形をとっていくのが良いのではないかと考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○８番（木下啓爾君）　ここでさっきのギネスへの挑戦が私の原稿に出てくるんですが、「流しそうめん」はやっぱり中学生を対象とした人材育成ではあったんですけども、それが広がりを見せて、多くの町民や団体が協力してくださったと思います。

この事業は、中学生を対象とした人材育成からスタートして、各種団体、町民、役場の職員の人材育成につながっております。また、参加や協力はできなかったけれども、高森町民としては誇らしいと思っていただいた方も非常に多くおられます。

そして、このことが、先ほどお話のありました、次の町民の行動に広がっていくと思います。現に広がっているところもあるかもしれません。町の事業から町民、民間への事業の移行に期待をいたしております。ただ、少し時間がかかるかなあという気はしておりますが。

さて、次の①の質問です。

今までの評価・反省から、「今後の新たな事業展開」の方向性がありましたらお聞かせください。

○議長（岩口友雄君）　答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君）　まず、その正解がわからないところでいろいろなことをやっているというようなところもあるので、それは結果を受けていろいろな改善はしなければいけないんですけれども、できる部分とできない部分があるというところが、行政としては悩みに思っている部分かもしれないと思います。

ただ、基本的には、やはり地道な努力を続けるしかないというようなところがあるので、できるだけ行政が担っている部分の分野をやっぱり民間に出すであったりとか、町民の皆さんにやっていただくというようなところを繰り返しながら、いろいろな人が関わっていただくというような形をつくっていくであったりとか、そういった事業をやろうとしている皆さんをやはり行政が下支えをしていくという、そういうような形をとるのが一番かなと思っています。

ただ、大きな課題の一つとして、義務教育を離れてしまった子どもたちに対する、高校生・大学生なんですけれども、そこのところをきちんとアプローチしておかないといけないというがあるので、今年からもう既に始めてはいるんですけれども、高校の「総合的な探究の学習」、これを町の方でもうまく活用させていただきたいというような形で、一般社団法人熱中たかもりがやってい

る「みらい創生塾」をうまく活用しながら、高校生とのいろいろな取り組みを展開しようとしているというような状況もありますし、今年の熱中小学校は、地域の若手の職員を集めてやっているんですけれども、参加者も派遣元の事業者も、私が思っていた以上な評価を今してくれているというのを体感的に感じています。

ですので、やはり若い皆さんが地域のことを考える機会が圧倒的に乏しいときだからこそ、そういったところをきちんとやっぱり継続的にやっていくであつたりとか、一つ一つの評価をきちんとして次の事業につなげていくというようなことをこまめにやり続けるというのが大事なかなと思っております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○８番（木下啓爾君） 町長の言われている意味は、段々わかるようになってまいりました。「人づくりはまちづくり」という壬生町長の考え方の面から考えると、人材育成への取り組みに、これで良いという終了はないはずです。次から次へと人材を育成し、その育成された人々が次の高森町をつくっていく。そう考えると、この人材育成への取り組みは、壬生町長だけで終わらせてはいけない。首長が代わったから人材育成は終わりよ、そんなことはあってはいけないと私は考えております。

今後も長期にわたって取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 町では、現在進めております振興総合計画「第７次まちづくりプラン」におきましても、自己実現である「なりたい『あなた』に会えるまち」を将来像に据えまして、地域人材育成、これも計画期間の柱として実施をしております。その計画期間の中で町長の任期というものを迎えるわけですが、ご存じのとおり、まちづくりプラン自体は、議会の議決事項でもありますし、また計画は継続してまいります。ですので、町長の交代の有無に関わらず、この計画期間内においては重点的に事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○８番（木下啓爾君） ありがとうございます。

少しお時間をいただいて、私の要望的なことを申し上げます。

継続して人材育成に取り組む高森町であるためには、先ほど申しましたように、人材育成の成果について、町民の方々の理解と今後の必要性について、積極的にアピールすることが必要かなあ。この積極的にというのは、先ほど町民の方にあまり理解されていないというところから出ているんですが、町民に人材育成に関わってここを見てほしい、ここが変わってきた等をアピールする場面設定の必要があると考えます。何のための人材育成か、どんなことをしているのか、その体系はどうなんだなど、一年に一度程度でいいので、人材育成の説明会を開催し、町民が人材育成について理解をできる機会をつくったらどうかと考えます。時間的にも無理かと思う部分もありますので、YouTube 配信等でも構わないかなあというふうには思っています。

また、毎年実施をしております町民生活意識調査、現在のところ、この項目の中には人材育成に関わって直接的な質問事項はありません。毎年質問したらどうかとは提案いたしません、時にどこかで評価の意味を込めて、その項目を入れてみたらどうでしょうか。ご検討ください。

さて、(3)の項目に入りますが、ここで少し方向性が変わります。ご容赦願います。

(3) 番ですが、役場職員の現在の人材育成、人事交流について、前町長の施策と異なる点はどこか、お願いをいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 前町長は前町長で、子育ての高森町をつくるというマニフェストの中でやってきているところですので、その前町長との異なる点と比較ではなかなか申せない、職員の人材育成に対する私の考え方というところを話をさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり、地方自治体は人口減少、少子高齢化に起因するさまざまな課題に直面をしていて、住民の考え方や価値観も多様化している。これまでどおりのやり方ではまちづくりはできないと考えています。

地域課題の解決、住民の皆さんの満足度の向上、町が将来にわたって持続可能であるために、核となる存在の一つが役場の職員になってくるということです。そうした環境変化に柔軟に対応できる人材を育てることは非常に重要であり、地域住民の声を聴き、課題を分析し、多様な視点から解決策を考えて、住民を巻き込んで実践をしていくと、この一連の流れをできるだけ高いレベルで

行うことができる職員を一人でも多くするということが、私の人材育成の方針です。

これまで段丘林のプロジェクトを含む4つのプロジェクトチームであったりとか、小中学生への総合学習への参加、本年度は寺本英仁さんの職員研修等もやらせていただいておりますが、いずれも机の上、机上での研修ではなくて、職員が実際に参加して一緒に考えるというやり方をさせていただいています。

通常業務がある中で、この研修をやるということは、自分の中でも非常に大変だというのはあるかもしれないんですけども、その分をDXや何かを導入してできるだけ時間を確保するであったりとか、さらには業務の見直しや改善、それから必要な人材を確保するといったことも併せて進めて、環境を整えているということでもあります。

さらに、派遣職員を出しているんですけども、他の自治体への研修はもちろんなんですが、これまでの考え方、やり方では打破できない課題も増えているので、異業種の考え方を学ぶということや、もう一つは人脈をつなぐということですね、これを広げるために、行政以外の派遣も積極的に行っておりまして、今年、行ってる宮澤やなんかは、自分からこういうところに行きたいというような申し出をして、そこを探して、私の方でコーディネートしているというようなところもあります。最終的には、この将来像の実現に向けてということでもありますけれども、職員もやはり自己実現をしていくというようなところに向けて、頑張って取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） 次の①の質問に入ります。

ただいま町長からご説明のございました、職員の役場職員の研修について、その実態、実績と評価をお聞きをいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田柳治君） 現在の職員の人材育成につきましては、人材育成基本方針というのを平成28年に策定をいたしました。目指す職員像を「町民から信頼される職員」としているところでございます。この将来像を実現するためにも、中でも人材育成の中心の方針の一つに職員研修を位置づけております。

研修の種別は、階層別研修、専門研修、特別研修、派遣研修に大別をされま

すけれども、階層別研修につきましては、新規採用職員等を参加させるとともに、財政・税務・会計等の専門研修は、勤務の状況もございますので、希望する職員に参加をさせているところであります。

また、特別研修として、全職員を対象とした個人情報保護等の研修を行うとともに、派遣研修につきましては、幅広い知識や経験とネットワークづくりのため、ここ6年間では、国・県・他の自治体・団体・民間へ計13名の派遣をしているところであります。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、小中学校への職員への関わりやプロジェクトチームへの参画も職員研修の一つでございます。

今年度は新たに、ビレッジプライドの代表理事で島根県邑南町を活性化した地域力創造アドバイザーであります寺本英仁さんに、主査以下の職員を対象に、自身の経験や知見を活かした研修を実施をしていただいたところでございます。

このほかにも最近では、国などが主催する統計やデータ分析、政策立案などの分野の時間外のオンライン研修へ、自己研鑽のために自主的に参加する職員も多くなってまいりました。

これらいずれの研修も、受講者からの聞き取りやあるいは復命書から、役場では経験ができない新たな情報や知識の習得につながったとか、研修先の職場の仲間や研修生同士のネットワークができ、今後の業務に活かすことができるなどといった意見や感想が寄せられているところでございます。

私から見ましても、職場内で研修に参加した職員から新たな発想や提案などがなされておりまして、研修に参加できなかった他の職員へも波及されているのだなというふうに実感をしているところでございます。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） 指定研修は、ある意味、やらされる研修。そうではなくて、今お話のありました自分から求めて学ぶ意欲的な研修は必要だと考えます。それがより効果の現れる研修でもあると考えております。

②の質問です。

質問通告書を出した後に、9月6日にSBCでしたっけ、人事交流の先ほどの女性職員の研修風景が放映されておりました。人事交流でふるさとを離れて一人暮らしをしながら頑張る彼女の姿が非常に心を打ちました。

過日、某交流事業から帰ってきた職員に「どうだった」とお聞きをしたら、「ネットワークが広がった、今後の事業に生かせる」と、事業ではなくて「今

後の仕事に生かせる」と、そういうお答えが力強く返ってまいりました。

そういうことも含めて、町長の人事交流の成果がどのようにいきているか、いま副町長もお答えくださいましたが、具体的にありましたらお答えをお願いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田柳治君） 人材育成に関します人事交流としまして、国へは、退職派遣によりまして国土交通省の河川事務所に、長野県へは、派遣研修によりまして、県庁や現在の南信州地域振興局に、最近におきましては、ＩＴや観光に関する民間企業への研修派遣を行っているところであります。派遣が終了した全員を、研修先と関係のある部署へ直ちに配置することは、人事の都合上、できない場合もございますけれども、培ったスキルを活かせるような配置に努めているところであります。

人材育成の成果が即現れるものではないことは、ご理解をいただけたと思いますが、具体例としましては、国土交通省に派遣された職員は、現在、建設課に配属されました。「ＭＩＺＢＥステーション」の事業を担当をいたしております。研修で学んだ知識や人的ネットワークを実務に活用しまして、事業を順調に進めることができいております。

また、長野県地方税滞納整理機構に派遣されました職員は、現在、環境水道課に配属されておりますけれども、研修で得たスキルを料金徴収に活かし、成果を上げているところでございます。

研修と直接関係しない部署へ配属となった職員も、行政運営に役立つ知識や技術を活かし、従来とは異なる事業の進め方を提案し、派遣を通じての人的ネットワークを活用して他部署の業務の相談に乗っている例もございます。

また、今年度から役場職員向けの庁内会場で定期的に派遣研修の報告会を開いておりまして、全職員に共有する取り組みを行っているところでございます。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○８番（木下啓爾君） 最後の③の質問に入ります。

先ほどお話が出ました、令和２年度から１０年計画で、高森町の第７次振興総合計画が策定されております。そろそろ折り返しの見直しかなというふうには考えておる、その７の行政運営に、高森町人材育成基本方針が載っております。

先ほどお話のあったとおりであります。そこには、町民から信頼される職員になることを目指すという部分があり、それに関連してか、先ほどこれもお話がありました、最近、役場職員を対象とした階層別研修の実施が頻繁に行われております。

そこで、役場職員に対する人材育成について、指定研修はもとより自主研修が効果的であると先ほど申しましたが、そのことに対する自主研修に対する取り組みについて、お聞きをいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田柳治君） 先ほどといいますか、質問がございましたが、階層別研修は、その職域におけます一定程度の知識等を習得するために必須のものでございまして、該当する職員に受講をさせているところであります。

一方、各担当分野におけます業務の遂行は、町民の皆さまへの直接サービスとなるものでございまして、このためには自己研鑽であります自主研修は、より深い内容を理解することにより、自身の仕事に対するモチベーションアップとともに、物事を俯瞰的に見ていく眼を養うことや、町民ニーズを把握しまして、責任を持って業務をやり遂げることにもつながる重要なものでございます。

むしろ、命令で参加する研修よりも、職員自ら参加する意思を示して参加自主研修の方が、研修の効果はより高いということが言えようかと思います。

町では、市町村職員研修センターから年間カリキュラムが提示されますので、この案内によります専門研修・特別研修を職員に案内しまして広く参加を募り、業界案内等で発信をされます研修会・講習会に参加を希望する職員に、旅費等も確保しまして受講をさせているところであります。

また、先ほどの寺本さん研修に付随するチームごとの自主的な検討会、業務研修ではありますが、自分の業務に直結しないスキルアップのための研修、内閣府のRESASの研修、統計局のデータ解析研修など、主体的に研修に参加している職員も多くおります。

そのほかに視察研修への自主参加も重要ととらえておりまして、単に視察に行くことが目的ではなく、視察先の関係者との人的ネットワークの構築とその活用や、どのように町の事業に反映できるかを特に大切に考えているところでございます。

今後におきましても、研修に参加しやすい職場環境づくりに、これからも努

めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（岩口友雄君） 木下議員。

○8番（木下啓爾君） 時間もまいりました。本日の人材育成及び職員に対する研修についての質問をこれで終わるわけですが、ぜひ、今、副町長のお話もありましたように、来年度の予算の中で人材育成と研修についての費用を十分に確保していただいて、ますます町のために、人のために、町民のために、という高森町の人材育成、職員研修になるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩口友雄君） ここで暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

○議長（岩口友雄君） 再開いたします。

◇ 通告3番 三浦喜久夫（7番） ◇

○議長（岩口友雄君） 7番、三浦喜久夫君。

○7番（三浦喜久夫君） 7番、三浦喜久夫でございます。

通告に従い、質問をしていきます。

タイムライン作成で地域の「共助力」向上に期待する、という項目で質問をしていきますのでお願いいたします。

（1）番です。

地区タイムラインが整備されました。タイムラインは、地震版と洪水・土砂災害版と2種類を作りましたが、今年は防災訓練を検証するという事で、地震版が主になっていると思います。

マイ・タイムラインでは、家族または一人で避難することを前提に作られていることと思います。高齢者や障がいのある方など、一人で逃げるのが困難な人たちもいます。家庭環境がそれぞれ違いますので、家庭内でマイ・タイムラインを話題にして防災について話すことは大切と思っております。特に一人で行動することが困難な方やその家庭では、タイムラインを使ってどのように避難するのか、イメージすることで減災につながる第一歩になると、このように

思っております。

地区のタイムラインは、共助の部分に重点を置いております。地域の支え合い、逃げ遅れをゼロにする、地域の人たちみんなと一緒に避難するにはどうするか、といった視点で地区タイムラインが作られていると思います。

各地域そういった視点で作られているのか、地域のタイムラインを集約されておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 本年度、町内の 21 地区にタイムラインの作成にあたりまして共助、地域の支え合いですね、が基本となることをご説明した上で、地区タイムラインの作成をお願いしております。各地区では、それぞれの実情に合わせて工夫し、作成に取り組んでいただいております。

議員のお話のような内容についてですが、今回の作成で具体的に要支援者の避難まで踏み込んで作成できた地域もございますけれども、まずは作成して課題を拾い出した地域、こういったところもございます、具体的な取り組み方はまちまちでございます。視点について完全に統一しているわけではございません。

しかし、今回で完璧なものができあがるわけではなく、課題に気づき改定していくこと、これがより重要と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、今後の各地域のタイムラインにつきましては、町でも集約をしてまいりる予定でございます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7 番（三浦喜久夫君） それでは1 番、①番の質問に移っていきます。

以前、私の地域で防災計画を立てておりましたときに、自治会に入っていない人たちの安否確認や安全な避難、防災・減災の意識を高めよう、そういったことを伝えるのに、常会を通じて通知のつけられない人をどうするのか、というようなところが話題になっておりました。結局は答えが出ずに、そのままでしたんですが、後から自治会長が個々の家を回ったという、そういった話も聞いております。

今回、自治会未加入者へ今回のマイ・タイムライン作成については、どのように指導というか、アプローチをしてあるのか、その辺をお聞きしたいと思い

ます。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 今回の地区タイムラインの作成主体は各自治会でございます。その上で、各地域が未加入者へアプローチするかどうかというのは、できること、できないこと、各地域によってありますので、地域の判断に委ねているのが実情でございます。各地区が地域のタイムライン作成に合わせまして、主には加入者へのマイ・タイムラインを要請する形となっております。

ただし、今後、町としては、加入・未加入に関係なく、全住民向けにマイ・タイムライン作成を啓発していく予定でございます。

なお、町としては、地区タイムライン、マイ・タイムライン作成を指導という考えは持っておりませんで、作成にあたっては、地域の皆さんが自分事として考えていただくための自助・共助の仕組みづくりを、地区担当も協力しながらサポートさせていただくと、こういった立場で進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） ほんと自助という部分では、このマイ・タイムラインをやることで、それぞれ減災につながっていくと思いますので、今後ともこのマイ・タイムライン作成について継続してもらいたいと、こんなふうに思っております。

②番の補足質問に移っていきます。

今年の防災訓練については、タイムラインに沿った避難行動の訓練で、昨年同様、地震を想定したものでした。訓練参加者の多い日曜日の早朝に行っておりますけれども、災害はいつ起こるかわかりません。平日や、また地震ばかりじゃなくて洪水・土砂災害を想定した訓練も今後は必要ではあると思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） ご提案ありがとうございます。

ただし、やはりいつ起こるかわからない地震というものに対する訓練というのは、今いる皆さん、体験をしたこともありませんので、やはり訓練の中心は、そちらが中心になろうかと思います。

洪水や土砂災害につきましては、実際に避難を指示した場面というのは、これまでに何度もございます。皆さんが何かしら体験はされているはずなんですけれども、課題とすれば、実際、風水害については、そのような状況になっているのに行動につながらないといった課題がございますので、避難の意識を持っていただくことが重要というふうにとらえています。

訓練が災害を想定して事前に備えるものとするならば、洪水や土砂災害については、訓練という方法よりも、各自が取るべき行動を改めて確認していただくための啓発、そういった取り組みが重要になってくると考えております。

また、平日の訓練もご提案をいただきました。議員のおっしゃるとおりかと思いますが、ただ、訓練の一つの成果としましては、一人でも多くの人が自分事として参加していただく、こういったことも訓練の大事な要素かと思っております。平日開催については、その点で大きな課題があるので、実施は困難かと考えております。

ただし、災害については、曜日や時間によっていつ起こるかわかりませんし、また条件が変わってくる、こういったところも地区タイムラインやマイ・タイムラインの作成の際には、各地区また各個人、家庭がお考えいただきたいと思っております。

今後、地区タイムライン更新等も行っていきますけれども、改めてそのような想定といったものも意識していただきながら、作成いただくよう啓発してまいりたいと思っております。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） 地震は、ほんと体験はあまりないので、実際にはほんと訓練のみです。洪水の土砂災害についても、私も「避難をどうしますか」と聞いたことはありますけれど、安心バイアスというのがなんか働いておって、なかなか危険、土砂災害危険地域に住んでおる人たちも「まあ大丈夫でしょう」みたいな格好があって、なかなか避難に結びつかないということもございます。啓発等は続けていただきたいと、そんなふうに思います。

平日開催もなかなか無理なので、一応想定だけは、平日の時間を想定した訓練というそういったことも、これから地震の訓練の中には取り入れたら良いかなというふうに思います。

③の質問に移ります。

地区タイムラインでは、地域の「共助力」向上がねらいであると思っております。

避難行動要支援者支援制度で協定を結んだ地域には、要支援者名簿と住民支え合いマップが提供されております。名簿やマップを受け取っていても、個人情報取り扱いに慎重になりすぎて、書庫にしまってあるケースが多いのではないかと思います。4年ほど前にも同様の質問を行ったことがあります。

今回は、地区タイムライン作成の上で、共助ということについて動いております。要支援者の避難について、誰が、誰に、どのように呼びかけをするのか、を具体的にタイムラインに反映させるとしたら、ある程度の個人情報は必要と思います。名簿やマップに登録されている方たちの避難支援について、各地区、協定を結んだ地域が主体になるかと思いますが、どのようにそういったことを指導しておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 今回のタイムラインの作成にあたりましては、要支援者に対する支援について、相互扶助の範囲で可能な限り安否確認を実施いただくようお願いしておりますので、すべての地域が、個々の要支援者に対する支援まで踏み込めたわけではございません。

ただし、地区タイムラインを作成しながら、要支援者への対応などのほか、自分が住む地域の共助に関する課題なども見えてきたと思います。

まず、今年につきましては、その段階でも良いと考えています。課題を見える化し、改善策を考えていく、こういったことにつながるものがタイムライン作成のまずはじめの一步というふうにとらえております。

要支援者のサポートについてですが、地区によってはマイ・タイムライン作成にあたり、自分や家族だけでなく、ヘルパーや遠くの親族、地域なども一緒に考えてほしいと案内しているところもございます。

また、要支援者の個別避難計画策定も本格化してまいりますので、この計画策定と連携する形で、要支援者への対応は地域内の共助で対応可能な部分、他の団体の支援が必要な部分、行政の支援が必要な部分、これらを整理して考えていくことになります。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） ほんとタイムラインを作ることで、また気づくというところがまず基本になるかと思うので、この気づくから、また次のステップへ

とお願いしたいと思います。

④の質問に移ります。

避難行動要支援者が逃げ遅れない避難をするには、支援する人とのネットワークが必要と考えます。支援を必要とする人と支援する側、もしもの時どうするのか、両者のそれぞれの思いをタイムラインで一致させておきたいと思っております。

今後、タイムラインの見直し作業、こういったことも進めていくかと思えますけれども、逃げ遅れない、声かけあってなどをキーワードに、地域のみんなで避難しよう、そういったようなテーマで、未加入者等も含めてご近所、ご近所ワークショップ、そういったような会を開いて、共助の意識が高められるような、そんな仕掛けができないかと考えます。例えば、地域で行われているサロンなどで、防災・減災そういったことをテーマにどう避難するかなど、こんなことを話題にして地域ぐるみで避難すること、共助の意識を高めるような話の場を持ってもらう、こういったことを町の方からアドバイスできないかと思ってみました、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 要支援者の避難にあたりましては、議員がただいまおっしゃったように、支援者とのつながりはとても重要です。ネットワークというものが必要になります。

先ほど申し上げました個別避難計画では、お一人お一人の環境を踏まえ、具体的な支援者がどのような行動で支援に入るかを具体化するものです。作成にあたっては地域の協力が必要となる場面もありますので、今後、連携を図ってまいります。実践的な計画では、町としてはこの取り組みを推進している状況です。

ただいま議員がご提案いただいた内容につきましては、具体的な取り組みを補完するような形で、地域内の共助の行動になるかと思えます。そのような訓練ですとか、例えば、サロンの中で地区タイムラインが話題になるとか、そういったところは非常にありがたいこととあります。地域ごとでまずはそういったことを実施していただければありがたいと思えますし、今後、地区タイムラインの説明の中で、例えば、そういったサロンの場でもお話をいただけないかとか、そういった取り組みは十分できると思えますので、また啓発をしていき

たいと思います。

先ほど来申し上げておりますが、地区タイムラインにつきましては、地域の共助という部分ですので、やはり地域の皆さんが主体的になるということが一番重要かと思います。町の方ではそのような環境を少しでも支援できるように、職員も関わってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） この防災・減災については、家族で話すことがまず基本でありますけれども、こういった地域でそういったことを話題にして、こんな時どうするんだというような話がやっぱりできていくと、地域ぐるみで逃げ遅れゼロというような、そういった減災につながるということを思います。このタイムラインというものの作成について、家庭環境等も一年ごと変わっていきますし、そういった地区タイムラインの考え方も少しずつ変わっていくと思いますので、見直しを行いながら減災につながっていくことを期待したいと思います。

（2）番の質問に移ります。

下市田保育園の改修にあたり、園庭が土砂災害イエローゾーンになっており、現地での改修について多様な意見が出ております。現地改修を進めていくには、園児の避難をどうするか、この課題を解決しなければならないと思います。避難訓練を重ねて園児が無事避難できる体制が確立できれば、少しは安心して現地改修につながっていくのではないかと、そんなふうに思っております。

気象に関する避難情報が出されたとき、災害時の対応については、休園もしくは保育中であれば、避難確保計画が作られております。保育中に気象に関する避難情報、警戒レベル3が発令されたとき、まず「園児を引き渡します」というふうに書いてございます。園児引き渡しを開始して、ほぼ100名近い園児がいる中で、保護者に引き渡すのにどのくらいの時間を要するか、わかりましたらお聞きさせてください。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今年の6月2日の大雨の時ですが、気象に関する警戒レベル3、高齢者等避難が出たときですが、12時45分にメールにて避難情報、これは引き渡しお願いというものになりますが、それを配信しました。

山吹保育園は、当日は 59 人登園しておりまして、13 時 30 分の時点で残り 3 名、これはメールを配信してから 45 分で 95%の園児の引き渡しができたということ、最終的には 15 時ですが、全員避難完了ということで、これは 2 時間 15 分で 100%達成したということになります。

下市田保育園に関しましては、当日は 61 名登園、14 時 30 分の時点で残り 13 名、これは 1 時間 45 分で 79%、そして 15 時 40 分の時点で残り 5 名、約 3 時間で 92%、そして 16 時で残り 3 名、17 時 10 分で全員避難ということになりました。

この日ですが、前日にはもう既に大雨の注意や早めの引き渡し避難の可能性がわかっておりましたので、保護者の皆さまにメールを出しており、当日登園を控えてくださったご家庭も実際ありました。

また、14 時 30 分過ぎには実際小雨になったということもありまして、下市田保育園では、緊急のお迎えの状況ではないと判断した保護者さんもいたのではないかとというふうに推測はしております。

先ほど三浦議員からもお話があった土砂災害に関する避難確保計画ですが、レベル 3 で園児を保護者へ引き渡し、園児を避難させる。そしてレベル 4 になるまでには完了することを基本としております。

今の話でいきますと、通常であれば、園児数がいま在籍は 80 名であります、1 時間程度で 8 割、4 時間以内にはほぼ全員の園児は引き渡しになると、完了できるものと想定はしております。

しかし、どのような状況になるかはわからないため、保育士職員を含め最大で 100 人規模から数人規模の避難人数に応じた避難想定と訓練が必要と考えております。

雨の状況によっては、イエローゾーンに入っていない園舎建物内にとどまることも想定しています。

今後も、緊急時のお迎えなどについては、保護者様に丁寧に説明し、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7 番（三浦喜久夫君） 引き渡しする、今回の場合は小雨になったということもございませうけれども、天候が急変するということもございませうので、その辺スムーズに引き渡しができるかということになると、そこら辺もちょっと心配なと

ころもあるのではないかと思います。

①番に移っていきます。

今、避難訓練も考えているということでございますが、まず保護者へ連絡して迎えをお願いすると、このことについては第一番に考えることだと思います。

警戒レベル3が発令されたときに、状況によっては、引き渡しよりも園児をできるだけ素早く避難させることが先になることもございます。保護者の迎え、先ほどの早く迎えに来てくれる方もおれば、すぐには来てくれない保護者の方もおります。保護者の迎えを待たずに、指定避難場所としている、下市田保育園の場合は力行会館ですけれども、そこへ避難を開始する必要があるかと思えます。

災害時の対応の手引きによると、車による移動で車両10台を使い移動する避難計画が立てられております。実際に天候が悪い中を想定して、100人近いとか、100人多分いないかと思えますけれども、力行会館へ避難するそういった訓練は実際には行っておりますでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 引き渡し訓練については実施を、毎年実施しておりますが、実際に車による園児の移動を行った訓練というのは実施はしておりません。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） やっぱり訓練ということでいろいろまた気づくこともあるかと思えます。訓練することで、ほんとにいざというときに、避難がある程度スムーズにできるというところも、頭の中で描いておっただけではできないと思いますので、できるだけ体で覚えていく。それが訓練をし、繰り返しながら、またいろいろなことに気づきながら改良していくということが大事かと思えます。

②番に移ります。

今年6月に警戒レベル3が発令されました。力行会館の避難所開設の連絡が入り、私も開錠ということに手伝わせていただきました。区から自治会に指示が来たんですが、「どうしたらいいの」というような連絡が私の方に入ってきました。こうした場合の避難所開設について、区や自治会と教育委員会、保育

園との話し合いを、年度始めに関係者会議を開き、連携を取っていく必要があると思います。

今年の6月の場合は、もう小雨になってきて、開錠しても、下市田の避難所は開けただけということになりましたけれども、実際まだ雨が続くようであれば、避難所として開設しなければならないということもございます。年度始めにそういった綿密な計画というか、話し合いをしておくべきであると思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 三浦議員から今ご提案いただきましたとおり、力行会館、避難所として利用するための鍵のやりとり、またはその開錠ですね、鍵を開ける件など、今、三浦議員さん、年度始めにというふうにおっしゃっていただきましたが、もう早速、近日中にでも自治会の方には連絡を取りまして、鍵の関係など話し合い、連携を図っていききたいなあというふうに思っております。

また、その際、もし、三浦議員も防災委員、地区の方をやっていただいておりますので、間に入っていただき、その連携についてまたご協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） 年度始めといったのは、役員が2年にいっぺん交代するということもありますので、毎年確認をするという意味では、一度は4月にやっておいた方がよいのかなというふうに私は思っております。

③の質問に移ります。

保護者の迎えということを前提にして避難計画がされておりますけれども、警戒レベル3が発令したときは、引き渡しをしながらの園児の移動であります。100人をどのように、誰がどのように避難させるか、力行会館と保育園の駐車場ということで、駐車場の出入り口は非常に狭い。狭くてなかなか出たり入ったり難しいかと思います。そしてその送り迎えと避難をさせる、そういったことも含めながら、避難経路など、保護者や地域の協力も得ながら、そういったことを詳細なタイムラインを作成して、保護者や地域、保育園や教育委員会と共有しておく必要があると思います。

それに基づき、年一回の訓練も必要と思います。最低限、机上訓練だけでも行っておくということが必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今あります危機管理マニュアルの中にも、災害時の行動計画が示されておりますが、議員のご指摘のとおり、さまざまな状況が考えられます。いくつかの状況想定に応じた詳細なタイムラインを作成して、実際の避難訓練というのが必要というふうに考えております。

先ほど三浦議員からのご提案もありましたが、これまで職員で避難経路確認というのを、チェックシートや想定訓練ということで行っていましたが、10月にもう実際ちょっと園児の避難訓練というところで、訓練を行うというところで、保育園とは詰めてまいりたいというふうに思っております。

このようなことを進めて、保育園の安全、安心というものを確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 三浦議員。

○7番（三浦喜久夫君） ほんと実際に訓練してみると、いろいろ課題も見えてくるということもございますので、こういったタイムラインを作成するというところ、今回、全町、町民全部そういったこともこれからやっていくということでございますので、そういうのを話題に、タイムラインを話題にしながら、減災、無事に逃げるという方に結びつけていけたらなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

◇ 通告4番 齋藤 天（2番） ◇

○議長（岩口友雄君） 2番、齋藤 天君。

○2番（齋藤 天君） 2番、齋藤 天です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

前回も不登校についての取り組みについて、質問させていただいております。

不登校に対する施策「自分らしい学び応援事業」の三本柱、そして4つの方向性について、質問させていただきたいと思います。

令和5年度の高野教育長の「高森町の不登校をゼロにする」というお言葉を

受けて、不登校に対しての活動が始まりました。

私も心の専門家として、その活動を一般質問にて、内容、結果、またやって
みての課題や改善案など、具体的に一般質問をさせていただき、さらによりよ
いものにつながっていけばと考えております。

また、町民の皆さまにもその活動を知っていただいて、さらなるご協力、ご
支援をいただきたいと考えております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、これまで行われた活動の簡単な内容とその結果がどうか。また、ど
んな効果があったか。それについて、より今後どうなっていきそうか。また改
善案などあれば、お聞きいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） 最初に、三本柱についてお答えをいたします。

1つ目の「支援体制の見直し」については、支援指導主事を軸とした不登校
対策の体制はほぼ整いました。そして、不登校児童生徒支援担当者会議の開催
やボランティアとの連携の枠組みづくりを、新規に行うことができました。個々
の児童生徒の課題や家庭の状況などに添った指導にはまだ時間を要しますけれ
ども、さらに体制を整えながら、支援できる対象を広げていきたいと思いを
ます。

2つ目の「居場所づくり」については、以前「町の間教室」と呼ばれてい
たところを「ぱれっと」と命名し、いろいろな色を持った子どもたちが、気楽
に立ち寄れるスペースを目指しています。「ぱれっと」主催の調理教室なども数
回実施し、不登校の子どもたちが家を離れて参加できる機会を増やしてしま
した。また、中学の間教室には、今年から町費の職員を常駐させることで、い
つも先生がいてくれて、教室に入れない生徒も安心して過ごせるようになって
います。

3つ目の「学ぶ力の育成」については、年度当初に保育士研修会や三校職員
会において説明や研修を行い、保育士や教員の意識改革を促してきたところ
です。

続いて、4つの方向性についてですが、①「学校における新たな支援の方向
性」については、議会からのご提言をいただきました専門の先生をお招きし
ての研修会を夏休み中に実施し、教室での指導のあり方を見直すことができ
ました。

②「関係団体との連携」については、社会福祉協議会や支援ボランティアなどとの情報交換や協力は色濃くなっています。

③「ICTの活用」については、まだ具体的な形には至っていませんが、中学の中間教室で教室の授業を見られるようにする試行は既に行っています。

④の「地域との連携」については、夏休み中に公民館等をお借りし、町内 10 施設で「夏休み宿題サポート」を実施しました。1 日 90 分で、わずか 3 日間ではありましたが、延べ 116 名の小学生が参加しました。34 名のボランティアが指導に当たってくれ、子どもたちが身近に自分たちを見ていて支えてくれる大人たちがいるんだということを知る大切な機会となりました。

最後に、今後の方向性としては、「自分らしい学び応援事業」が、不登校児童生徒に限らず、すべての子どもの生きる力を育もうとする、そういったものであることを再確認して臨みたいと思っています。

昨年 12 月に文部科学省が出した生徒指導提要改訂版によりますと、重層的支援構造という言葉を使って不登校対応を示しています。

以前は、とにかく困難課題対応のみに力を入れてきましたが、そうではなくて、未然防止や子どもの発達そのものを支える、そういったことの重要性が示されています。こうしたいわば課題予防的生徒指導は、高森で目指す方向とも一致するものであることから、保育士や教員をはじめ関係者の意識改革を促しながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長（岩口友雄君） 齋藤議員。

○2 番（齋藤 天君） ありがとうございます。

さまざまな活動が実際に具体的に動き出してきて、実際に効果が見えてきてくるのではないかなと思っています。

また、今後、まだ行われていない活動などについても、今後期待していきたいと思います。

上記の三本柱、今お話いただいた三本柱、そして 4 つの方向性以外で、もし何か、こんな活動いいことありましたよということがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） それ以外のことについてお話をさせていただきますが、不登校に関する柱や方向性など大きなところは、先ほど申し上げたとおりですけれ

ども、具体的な実施内容としましては、ほかにもございます。例えば、7月には山の寺キャンプ場でデイキャンプを実施しました。「ぱれっと」が主催で、不登校児童生徒に声をかけて実施をし、小中合わせて13名の参加がありました。ここではカレー作りはほとんど中学生が自分たちでやり、学年を越えた子ども同士の会話もあって、主体的な姿が見られました。自然の中でのゆったりした環境や活動は、不登校児童生徒の本来持つ力を引き出すためにも有効であると感じられました。

また、直接的には不登校対策の事業ではありませんけれども、昨年度まで高森中で行っていた「地域応援隊」の流れを継いだ「地域応援ボランティア」には、地域からの求めに応じて、1学期には45名の中学生が主体的に参加しました。この中で、夏祭りスタッフとして参加したある中学生は、「地域の温かさや人の交流の楽しさを知ることができました。地域の人が明るい気持ちになれるように動くことが大切だ」と感想を書いています。

このように、地域との関わりを通して、自己の確立につなげていけるような取り組みを今後も大事にしていきたいと思っております。

○議長（岩口友雄君） 齋藤議員。

○2番（齋藤 天君） ありがとうございます。

山の寺キャンプ場が有効活用されているということで、とてもうれしく思います。

また、教育の場は、学校、地域、家庭と3つあるというふうに聞き及んでおりますので、学校だけではなく、地域に出て、またそしてその地域の皆さんと一緒に子どもたちの心が育まれていくということは、とてもすばらしいのではないかなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどお話もありましたが、心理の専門家であります福岡女学院大学の齋藤教授とお弟子さんが高森町にいらっしゃり、夏休み中に学校の先生方に向けた学習会ということが開かれたとお聞きしております。その簡単な内容や、また先生方の感想、そして効果などもし出ていれば、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） ただいま議員おっしゃりましたとおり、8月21日の3校の教員研修会には、福岡女学院大学の齋藤富由起先生に講演をしていただきました。

た。不登校の中には、いわゆる発達障がいのある児童生徒が多く見られることから、発達障がいグレーゾーンの子どもに関わって、学級における集団ソーシャルスキルトレーニングについて、お話をいただきました。指示が通らないといわれている子どもには、実際には周囲の言葉がどんなふうに聞こえているかなど、子どもの困り感について具体的に示していただき、子どもを正しく理解することの重要性を改めて知る機会となりました。

研修会を終えての感想の中には、「具体的な方法も教えてもらったので、自分の教室でも実施してみたい」という感想がありました。学校側に確認してみますと、夏休み明けのわずか1週間の間に、研修会を参考にして何らかの実践を行ったという教員が約15名おりました。実践した内容は、子どもの特徴に合わせて教室のレイアウトや掲示の仕方を変えたり、トレーニングを実際に行ったりしています。

感想の中には、「研修で教わった方法で実施してみて、この子もこういうことで困っていたということがわかった」というものがあり、子どもの困り感に寄り添えた教員の姿が垣間見えました。

今後も研修を続けていくとともに、研修で学んだことを実践するように促していきたいと思っております。

○議長（岩口友雄君） 齋藤議員。

○2番（齋藤 天君） ありがとうございます。

子どもたちへの見方というものが、とても先生方が実践されていることがとてもうれしく思います。またそこで感じたものなんかもシェアしていただいて、さらに先生方同士のスキルアップもできていくんじゃないかなと思います。

私も齋藤教授の講演の方に参加させていただいた中で、発達から児童を見ることの大事さというものを説かれておりました。そのことが先生方のストレス軽減や叱ることが減ったなど、全国的な学校の具体例も出されておりました。

実際に今、多少感想はお聞きしたんですけども、もっと具体的に先生の働き方、働く中でのストレスが下がったとかですね、実際に「あーそういうことか」ということで、先生方の感想としてより具体的なものがもしありましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） どの教員も、子どもの気持ちを理解したいと、適切な支援

をしたいと、そういう気持ちは持っております。ところが、子どもの実態も家庭環境もあまりにも多様でありますので、十分な理解がなかなかできなかったり、子どもや保護者との関係を築けなかったりというようなことが実際あるかと思います。そして、多くの時間を費やしているんですけども、なかなか解決の糸口が見つからないと、そんなところで教員もストレスを感じてしまうということもあるかと思います。何とかしたいという、そういう気持ちを持ちながら、悶々として過ごしているような、そういう教員にとっても、少しでも指導の方向性が見えてくるということは、精神的にも少し負担が軽くなっていくという、そんなところはあるのかなというふうに思っております。

○議長（岩口友雄君） 齋藤議員。

○2番（齋藤 天君） ありがとうございます。

実際に生徒たちがその発達のものでどうしても指示が通らないとか、黒板に書いているけれども、理解するまでにとっても時間がかかると、具体的な齋藤教授のお話がありました。そういう中で、本人が苦しんでいるのにも関わらず、先生たちもわからずに叱ってしまって、お互いにダブルバインドのように苦しんでいるという現状もあるのかなと心配しておりますが、このような勉強会でそれが軽減できていくということが、実際に起こっているのではないかなと思います。

また、そんな先生たちが15人、トレーニングや実践をされて、現場で実際に変わってきているというようなことなのかなと思います。

最後の質問をさせていただきたいと思います。

齋藤教授と教育関係者の方々との懇談会にも参加させていただきました。実際に先生、齋藤教授に対して、いろいろな質問をしたり相談をしたりするというような、内容までは聞いておりませんが、とても信頼感を持って接しているということが伝わってまいりました。

また、本日の教育長のご回答をお聞きする中でも、とても支援の方向性というものが良いものではないかなというふうに感じております。そのことについて、実際に回数を増やすであつたりとか、今後も継続的に支援並びに学習会というものをしていきたいというようなお話も伺っているんですが、そのための本年度の予算、また継続的にするための予算などは十分かどうか、お聞きいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） 予算関係のことということで、ご質問をいただきました。

専門家の先生のご指導をいただいて、教員の感想の中ですね、来年度もぜひ継続してほしいと、そういう声はその教員から既に出ております。できればオンラインではなくて、学級・学年に沿った小規模の学習会などもできると、さらに勉強になるという、そういった声もあります。

8月の研修会には、斎藤先生のほかにお二人の臨床心理士の先生も同行していただきました。一人の先生からは、講演会でソーシャルスキルトレーニングの演習をしていただきました。またもうお一人の先生には、保護者から希望のあった児童にWISCの検査を実施してもらって、その結果を基に教員と保護者へ具体的なアドバイスをしていただきました。この成果に加えて、他の町村の状況なども踏まえて、臨床心理士を常駐させてほしいというような、そういう声も出てはいます。

こうした現場のさまざまな声も聞きながら、今後、予算についても検討していきたいと思っております。

○議長（岩口友雄君） 斎藤議員。

○2番（斎藤 天君） ありがとうございます。

ぜひ継続的な支援並びに勉強というものができたらいいなと思っております。

斎藤教授のお弟子さんはかなり実力者も多く、また学生さんにも直接教えていらっしゃいますので、臨床のみならず、生徒たちとの学習ということも考えておられました。

雑談の中では、今度は生徒たちも連れてきたいというようなお話もありましたので、今後は、高森町にも若い心理を学んだ学生さんたちも来てくれるのではないかなと期待しております。そういったことから、地域の活性化がまたできるというようなこともできたらいいなと思っております。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

◇ 通告5番 北沢幸保（10番） ◇

○議長（岩口友雄君） 10番、北沢幸保君。

○10番（北沢幸保君） 10番、北沢幸保です。

通告に従いまして、自衛隊への個人情報提供について、伺ってまいります。

（1）に入ります。

防衛省の資料によりますと、令和４年度に若者の個人情報を記載した名簿を自衛隊に提供した自治体は、全国 1,747 自治体中 1,068 自治体であることが明らかになりました。

当町は、自衛隊の求めに対して、18 歳と 22 歳になる町民の 4 情報の提供をどのような方法で行っているのか。また、直近ではいつ行ったのか、伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 提供につきましては、紙媒体で行っておりまして、直近では令和５年４月 11 日に提供をしております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○１０番（北沢幸保君） 補足をします。

個人情報を該当する人たちに確認せずに行う、無断で自衛隊に提供しているのか、その点をちょっと伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 後のご質問での内容になろうかと思えますけれども、法に基づく事務によって実施をしております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○１０番（北沢幸保君） 具体的に個人に確認しているのかどうか、お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 繰り返しになりますが、法に基づく事務ですので、個人への確認は行っておりません。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○１０番（北沢幸保君） ①に移ります。

いつから、先ほどの紙媒体で提供ということでしたが、提供しているのか。それ以前はどうしていたのか。変更した理由について伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 当該の事務に関する高森町の文書の保存年限が３年でございますので、提供方法も含め、同事務の記録を明確に確認することができるのは令和２年度分までですが、その時点では現行と同じ方法で実施をしており

ます。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足質問します。

自衛隊は、提供された名簿をどのように使用するというふうに説明がされておりますか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 自衛隊が名簿を求める理由につきましては、自衛隊法あるいは施行令等に記載をされておりますので、それに基づく使用というふうになっております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 具体的にどういう使用になっておるんですか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 具体的にと申される理由をちょっと確認したいんですが、いま申し上げたとおり、自衛官の募集に関する事務に使用するという事になっております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足をいいですか。

○議長（岩口友雄君） はい。

○10番（北沢幸保君） そういった提供の仕方をしていて、個人に確認せずに提供しているということですが、町民からあるいは該当する人たちから、自衛隊から突然、突然ダイレクトメールが来てびっくりしたとか、なんで私の住所を知っているのかといった反響は、町の方に届いているのか、いないのか、お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 少なくとも私が総務課長をやっている期間におきまして、そのような問いはなかったと認識しております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ②に移ります。

当町では4情報を自衛隊に提供することを、毎年、どのような機関で決定し

ているのか、伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 町長決裁により実施をしており、会議等は開催しておりません。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員、「議長」と必ず言うてから。
北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足質問をお願いします。

そういった町長決裁した記録というのは残っておるのでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 先ほどの答弁でお答えしましたが、この事務に関する文書の保存年限は3年ということですので、令和2年度分までが確認できます。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足質問します。

先ほど4月11日に今年度提出したということですが、この4月から高森町個人情報保護に関する法律等施行規則が施行されております。なぜ法律に従って、規則に従って、高森町情報公開・個人情報保護審査会というのがつくることになっておりますが、そこで審査をせずに町長決裁をしているのか、伺います。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 今、議員がおっしゃった委員会に諮問する案件であれば、もちろんお伺いしますが、先ほど来申し上げておりますとおり、法に基づく事務でありますので、町長の決裁で問題ないと考えております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ③に移ります。

自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定しています。先ほどの総務課長の答弁はこころ辺を言うておるんだと思いますが、しかし、あくまで協力の要請であります。決定は自治体がそれぞれ行うべきものとされておると思い

ます。

この点について、当局の見解を伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 同事務につきましては、地方分権一括法の施行に伴って改正された地方自治法第2条に規定された法定受託事務として行っております。

自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。確かに求めるかどうかは、防衛大臣の「できる」規定ではありますが、自衛隊法第97条第1項で、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定されておることから、法に基づき実施する事務と理解しております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ただいま自衛隊法第97条を出して説明がありましたが、ここでは法定受託事務とはなっていないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 今の第97条のところは政令の方に振られていますので、地方自治法施行令の政令に定める法定受託事務の中の別表第1にあります、自衛隊法施行令第114条から第120条までであります。いま第97条を申し上げましたが、そこでは政令に定めるとおりとありますので、こちらに振られているという認識かと思います。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足をお願いします。

自衛隊からの名簿提出の依頼があるわけですが、この名簿提出は、公益性があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 私の答弁に対する補足かどうかはちょっとわかりませんが、公益性があるかは、あると認識しております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 公益性についてですが、求められているのは、自衛隊募集のため、それからダイレクトメールを送るためと、それが主な目的でありますので、とても公益性とは言えないんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（岩口友雄君） 今のは補足質問ということですか。

○10番（北沢幸保君） ええ、補足です。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 事務そのものに公益性があるか、ないかということではなくて、自衛隊そのものに公益性があるか、ないかというような、そこを判断をさせていただいて、そういった場所へ必要な情報を法的に町の方は出しているという認識をしております。

あと、申し訳ありませんが、だいたい細かい質問になっていきますと、事前に通告をいただけないとお答えすることができませんので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ④に移ります。

当町が4情報を提供すると判断した根拠、法令等、ちょっと先ほども言いました、どういう法令等によっているのか、ちょっと再度お願いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 情報の提供などにつきましては、法に基づき実施する事務と先ほど申し上げました。先ほど申し上げた法令のほかに、個人情報の保護に関する法律では、個人情報の提供を制限しておりますけれども、同法第69条第1項の法令に基づく場合は、提供できる旨を規定しております。募集対象者の情報の提供につきましては、法令に基づき提供しようとするものであり、同法の関係でも適正な事務と考えております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足質問をお願いします。

現在マイナンバーカードを巡る問題で、いろいろプライバシーの侵害という

ことが問題になっております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員、いま補足質問であれば、本島総務課長の答えに対しての補足質問をお願いします。

○10番（北沢幸保君） はい。それでは補足をすいません。

神奈川県のある町村ですが、町ですが、一括して提供してきたと、高森町と同じように提供してきたんですが、再度検討を行って、法的根拠がないということで名簿の提供を停止した町があります。当町でも改めて法的根拠を検討して、名簿の提供についてしっかり再度検討していく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） ⑤番の質問でよろしいですか。

○10番（北沢幸保君） ④の補足。

○議長（岩口友雄君） ④番。

○10番（北沢幸保君） はい。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 根拠としている法令につきましては、先ほど申し上げたとおりですので、そのとおり事務を進めてまいります。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ⑤に移ります。

住民基本台帳法第11条では、住民基本台帳の一部の写しの閲覧しか認めておりません。当町が4情報を自衛隊に提供したことに対する適法を伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） この件につきましては、防衛省と総務省から連名で、募集事務に関する資料の提出について通知という形で示されておりまして、自衛官等の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市町村長の行う自衛官の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること、また、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと、これらが通知をされております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） 補足質問です。

通知に従ってやっているということですが、通知は、どうしてもやりなさいということではなくて、それに対して判断するのは各自治体であります。その写しの閲覧しか認めていないというふうに住民基本台帳法に定められておることに対して、そのとおりにいけば閲覧ということになるわけですが、国からの指示、要請は、必ず提供しなさいというものではないように思いますが、いかがですか。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） この前のご質問の趣旨が、法律上問題があるか、ないかということでしたので、お答えしております。先ほども申し上げましたが、法定受託事務であり、国からも法律上問題を生ずるものではないという通知を受けまして、町としては法に基づき実施をしておるということでございます。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ⑥に入ります。

住民基本台帳法の第11条3項では、「毎年少なくとも一回は、閲覧状況について公表する」と規定しております。これまでの公表の有無と方法について、伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 毎年、広報により閲覧状況などを公表しております。直近では令和5年7月号の広報によって公表をしております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） （2）に入ります。

当町は、住民基本台帳の利用目的をどのように規定していますか。新しい施行規則の第2条様式第1号にどのように記載されておるのか、お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

福島健康福祉課長。

○健康福祉課長（福島直美君） 住民基本台帳法の第1条では、「この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確

かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的」としており、それに従った目的としておりますし、先ほどご紹介いただきました個人情報の関係するそのファイルの単票につきましても、同様の内容を集約した内容で記載をさせていただいております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ①に移ります。

自衛隊への個人情報提供は、住民基本台帳の利用目的に含まれておるんでしょうか、伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

福島健康福祉課長。

○健康福祉課長（福島直美君） 自衛官等募集事務のために、住民基本台帳記載事項のうち4情報を防衛大臣に提供することについては、自衛官募集事務が自衛隊法に基づくものであり、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務」の遂行のために必要である場合に該当すること。また、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる」と規定されておりました、「国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」に該当すると考えております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ②に移ります。

利用目的に含まれない、今は含まれるということではありますが、個人情報、難しい個人情報を開示するときには、今年の4月に施行された、高森町個人情報の保護に関する法律等施行規則第22条に基づき、高森町情報公開・個人情報保護審査会に諮問して答申を求めると、そういうふうには考えますが、そういった審査委員会に、よその、ネットで調べますと、よその市町村はこういった審査会に自衛隊の募集、情報提供について、諮って検討しておるところがあるわけですが、この審査会に答申するべきではないかということに対して、お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 先ほど提供に関する決裁の部分でお答えした内容と全く

同じ答弁になりますが、個人情報の保護に関する法律では、個人情報の提供を制限していますが、同法第 69 条第 1 項の法令に基づく場合は、制限から除外されています。繰り返しになりますが、募集対象者情報の提供は、法令に基づき提供しようとするものでありますので、その事務を行うことに諮問は要しないと判断をしております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10 番（北沢幸保君） ③を用意しましたが、前進の回答が得られないというように感じますので、(3)に入ります。

令和 5 年 4 月 1 日施行の改正個人情報保護法では、本人による情報の開示・削除及び利用停止の請求、自己情報コントロール権をするための要件が緩和されました。このため、名簿提供を望まない場合に除外申請ができることになると思いますが、当該年齢者の除外申請受付についての町の見解と対応を伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

福島健康福祉課長。

○健康福祉課長（福島直美君） 個人情報の保護に関する法律第 5 章、行政機関等の義務等の第 98 条では、単に名簿提供を望まない場合の利用停止は該当とならず、また、現時点で高森町独自に除外申請の受付は行う予定はございません。

名簿除外を行っている自治体もございますが、自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮として実施しているものと考えられます。独自に提供を希望しない方を受け付けて除外している自治体は県内にもあり、そのような自治体の状況などをお聞きし、情報収集は進めておきたいと思っております。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10 番（北沢幸保君） ぜひ情報を収集して前進させていただきたいと、していただきたいと思います。

①に移ります。

除外申請を受け付けることは、自己情報コントロール権として、町は最大限尊重すべき問題です。さらに一步進めて、自衛隊に名簿を提供してもかまわないという人の情報のみ提供することが、個人情報を保護する最大の方法だと思いますが、その点お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 先ほど健康福祉課長の答弁で申し上げたとおり、除外受付を行っております自治体の情報収集は進めてまいりますが、現時点では、ご提案のような方法を実施する予定はございません。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ②に移ります。

個人情報を提供した自衛隊の中で漏洩が発生しないように、当町と自衛隊との間で適正な管理を徹底するように協定を締結すべきではないかと、全国的にはそういった協定を結んで提供しておるといふことの情報がありますが、この点についてお聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） まずはじめに、現在の申請から廃棄までの流れをご説明したいと思います。

自衛隊から発出される「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出」という依頼を受けまして、提出について決裁を得まして、自衛隊の方へ紙リストを提供し、その際に「誓約書」を受け取っています。使用後は、使用後、提供した資料は自衛隊から町へ返却されまして、町がシュレッダーで処理をしております。

協定の締結のご提案をいただきましたが、誓約書には、資料は募集に伴う広報のみに使用すること、対象者の人権を尊重すること、情報の取り扱いが自衛隊の管理規定に基づき細心の注意を払うこと、提供した情報は確実に廃棄することなどが記載されております。

このように誓約書には適正な管理方法などがきちんと明記されておりまして、改めて協定の締結は考えておりません。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） ③に移ります。

自衛隊から名簿の提供要請に対して、ア、高森町情報公開・個人情報保護審査会でまず審査、提供すべきかどうか審査をして、次にイとして、自衛隊へ名簿を提供してもかまわないとする町民のみ提供する。それからウとして、自衛隊で漏洩しないよう協定を締結すると、この3つのルールを結べば、ほんとに高森町は情報を、個人情報保護に対してきちんとした町になるというふうに感じるわけですが、町長の見解を伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 話題となっておることが、自衛隊に情報を提供することが問題なのか、提供の仕方が問題なのか、このルールを守れば提供しても良いと思っ
てらっしゃるのか、そういうところがちょっと最終的に私のところではわからないので、なかなか答弁をしづらいところはあるかもしれませんが、まず、自衛隊は、今の日本にはなくてはならないものだとは私は考えております。先ほど公益性のご質問をされましたけれども、やはり災害時の対応、国防に対しても、いま自衛隊の皆さんがいなければ、いろいろなところが守り切れないという、そういう状況になっていることは間違いないと思いますし、それらについては、多分ここにいらっしゃる皆さん全員がご理解をいただけるのではないかと思います。

問題は、そこに個人情報を提供するのがどうかという、そのことについては、法定受託事務の中で町としてはきちんと処理をさせていただいておりますので、そういった形で名簿を提供させていただくということについては、ぜひ町民の皆さま方にもご理解をいただきたいと思っております。

提供の仕方に問題はないかということでもありますけれども、提供の仕方というところで、個人情報の審査会で審査をしなければいけないかということについては、先ほど総務課長が答弁させていただいたとおり、その必要性はないと考えております。

自衛隊へ名簿を提供してもかまわないとする町民の方のみを提供する、した方がよいのではないかという、そういう形であれば、それは町民の皆さまからそういったご意見をいただくのであれば、そういった形をとりますけれども、ただ、自衛隊に入るか、入らないかは、ご本人の自由で、そのダイレクトメールが届くか、届かないかという、そういうお話であれば、個人情報を収集しなくても、すべての家庭に例えばダイレクトメールを送るという、そういう選択肢はあると思います。なので、そういう形であれば、自衛隊がそういう方向性をとるのかどうかは、私は知りませんが、それに対してどのようなお考えを持つかということについては、若干いろいろな皆さまのご意見を聞く必要があると思います。

最後に、自衛隊と漏洩しないような協定を締結するということでありますが、個人情報を扱っているのは自衛隊だけではなくて、いろいろな省庁で扱う場面

であったりとか、先ほどちょっと話題に触れていただいたマイナンバーの問題であったりとかいろいろなことがあると思います。

最終的には、そのデータでいくのか、紙でいくのかとか、そういうところも含めて、それぞれ受け取ったところがどういう管理をして、どういう対応をするかということについては、自衛隊については、むしろきちんとこういうふうな形で使って、データは消去して、紙は返却して、最終的に紙は町の方でシュレッダーで処分をするということが明確にされているので、非常に安心していただける団体ではないかというような判断をさせていただいておりますので、特段、今までの誓約文書の取り交わしで、協定の必要はないと考えているということであります。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 北沢議員。

○10番（北沢幸保君） それではまとめになりますが、総務課長も町長も、法定受託事務であるというふうに言い切っておりますが、よそではそういうふうに解釈していない自治体もあります。やっぱり法的根拠をしっかりと再検討していただいて、高森町が日本一人権を守っておる町だというふうに自負できる、そういった町になることを強く要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩口友雄君） ここで暫時休憩といたします。

再開は1時15分からといたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時15分

○議長（岩口友雄君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

◇ 通告6番 佐々木 昌（6番） ◇

○議長（岩口友雄君） 6番、佐々木 昌君。

○6番（佐々木 昌君） 通告に基づきまして、一般質問をいたします。

8月20日に、有志の皆さんと山吹下河原ビジョン地帯の現場学習会を行いました。そこではいっぱいいろいろなことが出されましたが、今回はその中の一部、ここに書いてあります山吹下河原水路網についてということで、質問させていただきます。話の中で、若干その固有名詞等のミスがありますが、直しな

から質問させていただきます。

それでは、（１）番、新上平川の現状について、国道 153 号線、これは避溢橋（ひいつばし）というふうに読んでいますけれども、東西両側の用水路排水路状況について、８月 16 日から 20 日の晴天続きで河川の水量の少ない時期に、有志で現場調査をしました。いろいろ調査しましたが、その中でわかったことは、天竜川の水面に近い高さが低い順番から、つまり天竜川に流れ出る川の高さです。田沢川、それから新上平川、大沢川、次に寺沢川と書いてあるけれど、これは唐沢川の間違いですが、の順番でありました。

その中で上平川は田沢川へ流れていますが、田沢川水面から約 1.8 メートル、ちょうど赤白のポール 1 本分くらいの位置から流出していました。いくつか天竜川に川が流れておりますけれども、この付近の河川として一応、町の河川として最も低い位置からと書いてあるけれど、ちょっと誤解がありますので、田沢川の次に低い位置から天竜川に流出しているとみるが、この点についてお伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

多田井建設課長。

○建設課長（多田井 素君） 山吹下河原地区内の一級河川、唐沢川、大沢川、田沢川、これは天竜川へ、また、一級河川の寺沢川と普通河川の上平川は田沢川へ、それぞれ合流をいたしております。

この一般質問を受けまして、私もこれらの河川を目視、確認をいたしました。が、ご質問の趣旨が、合流点のどの地点をもって高低、高い低いを判断をするのか。それから合流先河川が、いま田沢川というふうにお話がありましたけれども、合流先の河川が天竜川と田沢川とそれぞれ河川が異なるといった中で、何に対して高さを比較するのかという点がわかりかねるところもありましたし、それぞれの河川に対する河床高の数値データといったものを町では持ち合わせていないため、この付近の町の河川としては、最も低い位置から流出しているかどうかというご質問については、大変申し訳ないわけではあります。が、お答えができないという状況でございます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 佐々木議員。

○６番（佐々木 昌君） 補足質問します。

目視で一応課長さんとしては、田沢川の流出口、それから上平川の流出口、

寺沢川と田沢川の合流地点、それらを調べたと思います。それから同時に、天竜川のいわゆるちょうどカヌーの時だったんですけど、水のない天竜川の状況を目視した段階で、私の質問の意味はわかっていたかと思ったんですけども、よろしくお願いします。

○議長（岩口友雄君） 何を答えればよろしいんですか。

○6番（佐々木 昌君） その、今ここに書いてありますように、田沢川の次に低いところから上平川が、いわゆる 1.8 メートルの位置から田沢川に流出していると、田沢川はそれから 700 メートル下の天竜川へ、ほとんどゼロの状態に入っていると、そういうことなんですけれども、そういう点を確認はされたかどうかと。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

多田井建設課長。

○建設課長（多田井 素君） 天竜川に対しまして、例えば唐沢川、それから大沢川、これは天竜川の水面に対して 2 段か 3 段くらいの高さでだんこが付いて、ある意味、一級河川、唐沢川と大沢川の本流に本線になっていくといったときに、当然、天竜川の一番下の段、ここは天竜川の高さに対して、もちろん水面で合流すると思います。

ただ、その高さが、上平川の高さ、皆さま方のお調べだと 1.8 メートルの高さということなんです、それは田沢川に対して 1.8 メートルなので、天竜川の河床勾配があって、田沢川の河床勾配もありますので、どこの地点をもってその高さが高いのか、低いのかというところがわかりかねましたので、当然、天竜川は河床断面が下に、河床が下へ向かっていますので、順番でいえば唐沢川があって、大沢川があって、田沢川があってという順番にはなるかと思いますが、大沢川と、例えば唐沢川のその天竜川との水面が、上平川の 1.8 メートルの高さと、高いのか、低いのかというのは、数値データでないとわかりかねますので、そういう意味で一番低いのかと言われても、ちょっとわかりかねるという、そういったお答えになっています。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 佐々木議員。

○6番（佐々木 昌君） その点に関しましては、また課長さんと一緒に調べたいと思います。

①番に移りたいと思います。

①番、大沢川から南へ上平河原の用排水路網は延べ1.5キロほどであります。これらは、松木渡場の東の避溢橋下で、新上平川に直径120センチのヒューム管にまとめられて合流しておりました。ここで想定する内水逆流順として、もし天竜川の水位が上がってきた場合、ほぼ上平川と同じ順位であるというふうに思います。

これらのことから、「M I Z B Eステーション」の堤防の立派な高さは良いと思うんですけども、それに関わりなく天竜川が増水すれば、有志の調査の現状では、増水逆流による内水氾濫の可能性がそのまま高まっているといえますが、どうですか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

多田井建設課長。

○建設課長（多田井 素君） 「M I Z B Eステーション」計画にもあわせまして、現在改修を行っております新上平川でございますが、天竜川上流河川事務所が10年確率の降雨量等から計画流量を算出した上で、必要となる水路断面、構造を設計し施工をしております、改修前より大きな断面を確保いたしております。

併せて、新上平川の吐口の位置、これは元の上平川の吐口よりも低くならないように設定をされているところでございます。

しかしながら、計画規模を上回る水位上昇、田沢川が水位が上昇したと、計画規模を上回る水位上昇によりまして、新上平川の吐口よりも高くなれば、新上平川からは雨水が吐き出せなくなり、上流部で内水氾濫が起こる可能性は否定はできないというふうに思います。

しかしながら、過去に、元の上平川の内水により浸水被害が、あの地域におきまして発生をしていないという状況等を踏まえまして、今回の改修によりまして、内水氾濫の危険性は逆に軽減されているんじゃないかというふうに認識をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 佐々木議員。

○6番（佐々木 昌君） それでは、②番に移ります。

避溢橋近隣に、三六災害以降、家を建てた方々が、あの辺りちょうど下平北部のまた北の方だと思うんですけども、アパートもあるので、ちょっと正確に何軒というのはあれだけど、約10軒、10棟ほどの家があるんですけども、その中の幾人かの方に、この避溢橋というものの役割を聞いたところ、遊水池

に早めに水を流すために、国道のバイパスである橋を、国道をバイパスにして橋を造り、あそこから水が早く天竜川の遊水池の方へ流れていくようにしてあるんだという説明を受けたというふうな話をされておりました。

このたびのあそののみんなで行った調査で、「M I Z B Eステーション」の工事をやっておりましたけれども、霞堤といわれる部分は埋められておりました。かなり。それで遊水池は、防災の観点から一時的に貯水量を、バーッとほげたときに貯めておいて、激しい雨がいったとき、それが例えば短時間であれば、早くその水がまた元へ戻っていくというふうな大事な役割をしておるのが遊水池だと思いますが、本来のそういう霞堤の遊水池の機能を持たせていると思うんですけども、九頭竜会館にもありますハザードマップからみんなで見ても、かなりの量、支流川への逆流が増えて、住民として防災への、ここには自在対応と書いてありますけれども、いわゆる早めに、先ほども出ていましたように、タイムラインでとか、いろいろな場所とか、どこへ逃げようとか、そういうものが狭められちゃう可能性があると思いますが、対策が必要ではないかと思いますが、お願いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

多田井建設課長。

○建設課長（多田井 素君） 前回の一般質問でもお答えをさせていただいたとおり、天竜川上流河川事務所の見解では、現在進められている堤防工事は、貯水機能を失うものではなく、天竜川の重要水防箇所に位置づけられている当該地の堤防強化につながるもので、これまでの治水機能に変化が生じないもので、支流河川への逆流が増えるものではないということを、改めてお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

水害につきましては、ある程度予想が付くものでありますので、町民の皆さまと事前の対応を確立していくということが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 佐々木議員。

○6番（佐々木 昌君） 補足質問をさせていただきます。

天竜川の今ある本堤防の高さを見ても、それは十分というか、かなりきちんとしてきているとは思いますが、やはりあその地の状況からいって、田沢川はそのままであるし、上平川もそういう形であるので、唯一その余裕を

持たせることができるというのは、遊水池だというふうに、地図からも判断できますので、またそういう天竜川上流事務所の方の見解やなんかを聞くときがあるかどうか、お願いします。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

多田井建設課長。

○建設課長（多田井 素君） こちらも前回の一般質問で回答させていただいておりますけれども、地域の皆さまからそういった要望があるようでありましたら、高森町とすれば天竜川河川事務所の方へ、そういった機会をお願いしたいということをお願いしたいというふうに申しておりますので、またお声をかけていただければと思います。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 佐々木議員。

○6番（佐々木 昌君） それでは（2）番に移ります。

この上平河原未来ビジョンの範囲が、やはり大沢川、唐沢川辺りまでいくと思いますので、その辺りもずっと7月26日にあの堤防のところを歩いて、いろいろ取水口とかいろいろ調査しておったところ、近くの居住者の方複数名が、この堤防の石積みから、出水時には漏水しているんだという話がされて、造って石を重ねてあるだけだもんで、これはちょっと無理なんだという話もありました。ちょうどそこのところをまた通った方が、たまたま、たまに堤防に穴が空いて、砂をそこへ一生懸命流し込んで直しておるんだというような話も聞きましたので、ちょっとびっくりしたんですけれども、そういう住民生活のすぐあの下にいくつか家もあるし、家も新しい家もできてきたし、こういうのは地区計画だかしらんけれど、そういうたまたまそこでそういう住民の方の話が出てきたので、ぜひ生活安全をどういうふうに、直接関わることであり、現状調査していただいたらどうか、お伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

多田井建設課長。

○建設課長（多田井 素君） 一級河川の護岸の補修要望等は、議員おっしゃっていただきましたけれども、地区計画を基本とし、町から県・飯田建設事務所へお願いをしているところがございますが、大雨等が降った後、町民の皆さまから、河川等における危険性のご指摘をいただければ、町ではすぐに現場を確認し、建設事務所と連携を密にし、応急対応等に努めてまいりましたし、これからも

その対応は変わらないものになります。

大沢川の護岸補修につきましては、令和４年度の県事業要望箇所、建設事務所へ出す県事業要望箇所の最上位として要望をしておりますし、令和５年度もこのあとあるわけでありましたが、要望をしてまいりたいと考えております。

７月２６日の複数の居住者からのお話を、町では承知をしていないところですが、要望済箇所と同じ場所なのか、そうではないのか、緊急性はどうか等々、議員ご指摘のとおり、住民生活の安全に直接関わることでございますので、早急に現状を確認し、対応をさせていただきたいと思っております。

佐々木議員におかれましては、その複数の居住者との間を取り持っていただけると幸いですので、ご協力の方をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 佐々木議員。

○６番（佐々木 昌君） これで今回は水路に関して、私の一般質問を終わりますけれども、まだこの地帯についてはさまざまな問題がありますので、また住民の暮らし、生活がより安全になるように、私も努力しますし、行政の努力もお願いしたいということを述べまして、私の一般質問を終わります。

◇ 通告７番 小平一博（１１番） ◇

○議長（岩口友雄君） １１番、小平一博君。

○１１番（小平一博君） 議席番号１１番、小平一博。

通告に従いまして、質問をいたします。

一般質問は２年ぶりで大変緊張しております。

改修予定の下市田保育園はいつできるか、について質問をいたします。

（１）の質問であります。

町における町立保育園２園の意義につきまして、質問をいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） 町立保育園が２園あることの意義につきましては、それぞれの立地条件や環境を活かした保育を行うことができるということ、また、それを基に保育士が相互に情報交換ができ、互いに連携し、切磋琢磨しながら保育にあたれることです。

例えば、下市田保育園には、樹木が茂り芝生の生えた広場があります。ここ

は、近隣の保育園と比較しても、かなり広く恵まれたスペースで、園の敷地の中で自然体験を十分に楽しむことができます。一方、山吹保育園では、隣接した畑をお借りしての野菜作りや、近くの北小学校の広い校庭を利用したボール遊びなど、日常的に行っています。

このように、それぞれの環境を活かした保育は、子どもの成長を育むために役立つのみならず、保育士にとっても実務を通した研修の場になっています。

2園あると、保育士の人事異動が可能ですので、一方の園で習得した知識や技能を、異動先の園で反映することもでき、保育の質の向上にも役立っていると考えています。

もう一点、町内には私立2園と公立2園がありますが、町内にも多様な子どもたちがおり、仮に私立では対応しきれないというような状況の子どもに対しても、公立という立場から、何とか対応を考えています。こうした町内すべての子どもに対して、安心、安全を提供するための仕組みという意味もあると考えています。

いずれにいたしましても、町内の4園が、月一度の園長協議会などを通じて連絡調整を行い、高森の子どもたちの健やかな成長を支援していきたいと考えています。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 次、①になります。①の質問です。

現在進めております町立2園の園舎改修計画の様子について、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） それでは、お答えいたします。

町立の下市田保育園と山吹保育園については、令和6年度以降になりますが、築年数が経過している下市田保育園から順次、園舎の大規模改修を行っていくのが町の方針です。

現在、行っている下市田保育園の建物の耐震調査の結果がまとまり次第、保護者および地域の皆さまにご説明後、令和6年度の改修着手に向け、設計業務を発注していく予定となっております。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 続きまして、②の質問に移ります。

予定では、今年度事業化されているはずの下市田保育園の改修事業、今年度の当初予算に組まれていない、つまり事業化が進んでいないということだと思います。今年事業化していれば、いつ開園になったのか。また、この経過について、下市田区民、保護者、保育士、園児にどのような説明をしてきているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） それでは、今までの経過を含めてご説明をいたします。

下市田保育園の改修計画については、昨年度、令和4年ですが、7月以降、保護者アンケート・説明会を開催後、保護者の約7割の方の理解が得られたため、4年の10月25日ですが、下市田保育園園舎改修計画についてと、それに基づきまして、現園舎の大規模改修を令和6年4月以降に着手、その際の保育の移転先ですね、移動先をみれば保育園とするという町の方針を、保護者宛に通知をしております。

その後ですが、地域の皆さまから、園庭がいわゆるイエローゾーン、土砂災害警戒区域に入っているということが、それについての心配が払拭できないというご意見をいただきまして、その点について、区の代議員会での説明を合わせ、計3回の説明会を実施してきました。その中で、下市田区の皆さまにもご理解を得まして、現在の建物の耐震調査を行っているのが今の現状になります。

9月下旬には保護者説明会、10月上旬には地域の皆さまの説明会を実施できるように、現在、関係者の皆さまと調整をしております。議員の皆さまにも、日程が決まり次第、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

近日まとまる調査結果をもって、再度、保護者、地域の皆さまに丁寧な説明を行いまして、皆さまのご理解を得られるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 説明は十分に行っているんだというように、私はいま解釈いたしました。

③であります。

下市田保育園の改修計画が進んでいない、遅れている理由に、地元の皆さんからの、現保育園には活断層、イエローゾーンなどがあり、現保育園の改修に

は問題があるとの問題提起があったということでございます。

町の活断層、イエローゾーンも含め、これらに対する調査報告がありましたら、答弁を願いたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 活断層やイエローゾーンの現状ということですが、地震の活断層、指摘されている部分ですが、伊那谷には「伊那谷断層帯」、大きくこれは主部、主な部と書く主部という部分と南東部に分かれる大きく2つございますが、それが存在しております。その中で高森町の中央には「見晴山断層」が通っています。

国の公表資料、これは地震調査研究推進本部事務局、文科省の中の研究開発局地震・防災研究課が出している公表資料ですが、この「見晴山断層」を含む辰野町から平谷村に至る「伊那谷断層帯」主部の部分ですが、これは約5200年～6400年の活動周期、ここから考えると、今後30年間の地震発生確率はほぼ0%というふうになっております。また、飯田市から売木村に至る、もう一つの南部、東南部の「伊那谷断層帯」ですが、これは発生確率が不明というふうになっております。また、未発見の深層部の活断層による活断層型の地震、あと今後発生リスクが高い「南海トラフ地震」など、地震発生による災害リスクは、あの場所に限らず、当地域ではどの場所でもあるというふうに考えてはおります。

ハザードマップですが、レッドゾーン・イエローゾーンは、土砂災害の発生がある地域、恐れがある地域を、その地形などから県が指定したというものであり、町内の各地に存在しています。住んでいる地域がこのような災害リスクがある土地であることを知っておくことで、有事の際に命を守るため、早めの行動・避難ができるように作成しているものというふうにこちらはとらえています。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 補足質問であります。

今の話から、活断層につきましては、町にも当然影響はあるんだということですが、これあれですか、例えば、下市田の辺りでも活断層の影響というのは出てくるというように想定していますか。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今のお話の中で、この見晴山断層があった場合、下市田というか、この断層自体が辰野町から平谷までであるということを考えると、あの場所という意味ではなく、高森町、大きくそこは影響があるんじゃないかというふうに考えられると思います。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） それでは④です。

現在の下市田保育園で、これ以外で、ここがなかなか大変、イエローゾーンだとか活断層だとかいうことでございますが、下市田地区内に下市田保育園を移転できるような候補地があるのか。また、候補地選定について、どのような形で進められてきているのか、答弁を求めます。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今までですが、基本的には、子ども・子育て会議などでは、改築ではなく改修を行うという予定であったため、町として、移転という考え方は持ち合わせてはおりません。現地でということでお話をしてきた経過がございます。

もしも新築であるということであれば、保育園の候補地になりますけれども、下市田地区の国道より上の区域、そしてある程度の面積 5,000～6,000 平米、そして開発行為のための 6 メートル道路の接道が可能となる場所、そして土砂災害の警戒区域以外の場所、地権者・近隣の理解が得られる場所などが条件になってくるというふうに思います。

昨年度、先ほど説明しましたが、地域の皆さまに説明をした際に、下市田区の主に役員の方々が中心となりまして、新たな候補地の検討をいただいたという経過もあり、そういう経過はあるというふうにあります。最終的に区としての候補地推薦までには至らなかったという経過がございます。

なお、町が進めている現地改修については、先ほど説明したとおり、保護者にアンケートを実施して、約 7 割の方が現地改修を望まれているという結果もありますので、町としては、その方針で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 補足質問です。

そうしますと、今お聞きしますと、いろいろ問題はあるけれども、下市田保育園は現在のところで建てなければ、もう建てるところはないというように、今ちょっと解釈はしたんですけれども、そんな考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今までの経過を考えますと、今の現地改修を進めていくというのが一番望ましい方向性ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） それでは、2回目の補足質問です。

これを今後、区民の皆さんに説明をして、納得というか、納得してもらっていくと、これをやはりこれしか、教育委員会とか役場としては一本でいくんだと、そういうことですね。お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 繰り返しになりますが、町としては、あの場所、現地改修を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 次に⑤です。

町は、現在の下市田保育園の改修を行った場合、子どもたちの安全というのが一番、誰もが気遣うことでございます。安全のための災害に対する対策はどのように考えておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） まず、土砂災害に関してですが、先ほども三浦議員の質問の方にもありましたが、早めの避難、先ほども実際6月の大雨の時には、そのように町としても早く判断しましたが、気象に関する警戒レベル

3になった場合、基本的には、園児の保護者への引き渡しを基本とするという方針、これを徹底していくというのが一つです。

またさらに、地すべりの前兆を早めに察知するために、いわゆる土地の表層移動、移動があった場合に、それを観測する計測器というものもございますので、保育園上のイエローゾーン内2箇所を設置を進めていきたいというふうに考えております。

また、地震に関しましては、今後進めていきますが、耐震性のある丈夫な建物を早めに造る、改修するということで、安全を確保したいというふうに考えております。

盛土への懸念については、今後決定していく設計士と相談の上、必要であれば、基礎等の補強などを行ってまいります。

なお、地震は事前の予知ができないものであるため、いかに耐震性のある建物にして、地震発生時に倒壊から命を守るか、そして、先ほどから繰り返しておりますが、命を守る行動ができるかと、さらに地震発生後の避難想定をしておくのが重要と考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 続いて、⑥です。

町は下市田保育園の改修、今お話を聞いたように、計画を説得して進んでいくと思うんですけども、これが下市田の皆さんがまだまだ問題だと、そういうようなことになった場合に、改修、次の下市田保育園の次に山吹保育園の改修もう計画も進んでおります。結局、少なくとももう遅れておるわけです。山吹保育園の改修は。そうなりますと、下市田保育園の完成が立たないと、山吹保育園も進んでいけないということであれば、じゃあ山吹保育園の改修はいっつ終わるのでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を願います。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） まず、下市田保育園に関しては、先ほどの質問にもお答えいたしました。まずはもう令和6年度の改修着手に向けて進んでいく、これが大前提となります。あくまでも高森町としては、下市田を最初に手を着けていきたい。そのあと山吹の方に手を着けていくと。

今の考え方からいきますと、例えば、令和6年度に下市田保育園が着手でき

た場合は、併せて山吹保育園の設計なりそういうものも同時に進めていくというところがスムーズかなというふうに考えております。

山吹保育園、元々鉄骨造で木造より耐震性はあるというところなのですが、あそこも築38年が過ぎている建物ですので、下市田保育園の改修後、やはり早めに進めていくということで考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 補足質問です。

下市田保育園の子どもたちも、また山吹保育園の子どもたちも、大変期待を持って保育園の改修を待っておるわけでございます。

町長に、この保育園2園について、早期に子どもたちのために計画を実行していくんだと、そういう気持ちがありましたら、ぜひちょっと決意をいただきたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 補足質問に対する答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） まず、あかり保育園が終わった時点で、本来であれば下市田保育園の改修に入りたいということでお願いしておりましたけれども、いろいろな調整が町の方でできず、一年今は延期になっているという状態が続いておることに対して、町民の皆さまに深くお詫びを申し上げたいと思います。

それに伴い、本来であれば、令和5年度に下市田保育園、令和6年度に山吹保育園ということであったんですが、山吹保育園の改修も今のところ一年遅れになっているので、令和6年、令和7年というような形になっておるということで、非常にいろいろな皆さまにご迷惑をおかけしておるということであります。

今回、懸念されている断層の地震の話については、起きてしまえば、どこが安全という話ではないので、そこについては、町としては起きないことを願うということと、起きて大丈夫な建物にするという、それしかないと思っておりますが、防災上のイエローゾーンのところについては、建築基準法でも、そこに物を建ててはいけないという、そういう場所ではないということでもあります。ですので、できるだけ何かあったらきちんと逃げる、何か起こる前にきちんと逃げるといふ、そういう場所だという認識をしておりますので、そういうところはある程度そういう認識をした上で、建物を、公共建物を建てていくと

というような選択をしないと、高森町で公共の建物、イエローゾーンにかかっているのは、山吹保育園も北小学校もそうですし、一部中学校、町民体育館、それから南小学校の一部もそうだというような状況になっておりますので、なかなか安全な場所で広い場所というのはないというところであります。

ですので、そういった面も含めて、まず保護者にきちんとした説明と、あと地域の皆さまへの説明を、繰り返すにはなるんですけども、させていただくということになるかと思えます。

さらにということでもあります、子どもにとって安全性を担保するのは何かということ、ぜひ多くの住民の皆さんに理解をいただきたいと思いますけれども、老朽化した建物の中で毎日の生活をするのが、決して安全性を担保されていることではなくて、むしろ災害よりもリスクが高い状況がいま続いていると私は判断しております。

ですので、老朽化している建物を早く直して、ぜひ安全に子どもも保育士も保育ができる、そういった状況を保護者の皆さんに提供していくということが、一番やらなければいけないことですので、私としては、この10月末までにきちんと下市田保育園を来年度改修すると、現地で改修するという方向を何とか導いていって、それで来年には山吹保育園の設計に着手したいと思っておりますので、ぜひ議員の皆さまをはじめ町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小平議員。

○11番（小平一博君） 今の町長の答弁、下市田保育園を早期に改修したいという固い決意を私は感じました。これはぜひこの考えで改修計画を進めてもらいたいと思います。

最後になりますが、今回の一般質問で、誰一人取り残さない高森町、そしてその中で、下市田の保育園児も取り残してはいけないという気持ちで、これからも保育園運営をしてほしいなとぜひ思います。大人の都合で園児の夢を破ることはできません。全町民の関心の中で、下市田保育園を早期に造らなくてはなりません。そして、子どもたちの楽しい、うれしい笑顔を見たいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

◇ 通告 8 番 本島未来（1 番） ◇

○議長（岩口友雄君） 1 番、本島未来君。

○1 番（本島未来君） 議席番号 1 番、本島未来。

通告に従い、自然災害への備えについて、質問していきます。

今月 1 日、9 月 1 日は防災の日で、今年に関東大震災から 100 年を迎えた日でもありました。広く国民が、台風・豪雨・地震などの災害についての認識を深め、これらに対する心構えを準備することを目的に、「防災の日」として 1960 年に制定されました。

さて、2011 年 3 月 11 日の地震発生後、宮城県気仙沼市の大川小学校で児童 74 名・教職員 10 名の尊い命が失われました。

2019 年 10 月、東日本大震災の津波被害に関わる大川小学校事故訴訟に関して、最高裁において上告が棄却され、校長や教育委員会に過失があったとして、自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定しました。

当時、現場にいた教職員の皆さんも、一生懸命子どもたちの命を守ろうとされたと思いますが、震災後の対応の過失に加え、震災前の学校の防災体制の不備が認められるという非常に重い判決が下されました。学校において、児童生徒の命を守ることが最優先事項であり、先生はその能力を持ち、常に備えなければならないというものです。

国も判決の結果を重く受け止め、令和元年 12 月 5 日に文科省より、自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進についての依頼が发出されています。その中で、学校及び設置者双方に、①学校安全計画の策定・見直し、②実践的な防災教育の実施、③危機管理マニュアルの作成・見直し、④学校環境の安全の確保、⑤家庭、地域、関係機関との連携・協働を要請しています。特に②実践的な防災教育の実施、そして③危機管理マニュアルの作成・見直しが重要で、複数の避難場所や避難経路の設定、専門家の助言、またハザードマップを超える災害への備えなどを求めています。

そこで、（１）自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進の取り組み状況をお伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 本島議員からのご指摘のこの通知ですが、大きく 1 つ目、学校保健安全法に基づく取り組みについて、2 つ目が、水防法、

津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取り組みについて、3つ目ですが、家庭、地域、関係機関との連携・協働についての3項目について、特に学校保健安全法に基づく取り組み、そして水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取り組みについては、学校または設置者である町が行うというふうを示されているものです。

先ほど議員の方からお話がありましたが、この通知を要約すれば、まず、法律で定められている計画や危機管理マニュアルをただ策定するのではなくて、実践的な防災教育の実施や見直しを定期的に行うということ、そして、災害はいつでも起きる可能性があることから、家庭、地域、関係機関と連携していくことなどが明記されています。

実は、これらの内容については、今までも各学校で行ってきたところですが、改めてこの通知が出たことで、現在、修正すべきところは修正し、毎年、計画等を見直し、またそれに基づき、各学校で訓練や学習を行っているというのが取り組み状況になります。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1番（本島未来君） 質問の①に移ります。

令和元年12月5日に文科省より発出されました、先ほどお答えいただいた通知の内容ですね、見直しは行われたということでありましたので、私の質問では、見直しは行われましたかという内容だったんですけども、その次のまた、現行の学校防災の水準は、ハザードマップを超える災害への備えを満たしているかどうか、この部分をお伺いいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） それでは、ハザードマップを超える災害の備えという点について、お答えをいたします。

この通知ですが、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備えて、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか、という記載がございます。

学校の計画の中、これは3校の計画がありますが、複数の避難所や経路の記載というのはございます。ただし、先ほどの方針、その自然災害、ハザードマップなど想定を超える危険性という部分について、それに基づいて記載されて

いないものもありますので、これらについては、教育委員会事務局も相談に乗りながら、毎年 of 更新の際に修正を行い、またそれに基づいて避難計画や訓練等を実施するように指導していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1 番（本島未来君） 質問②です。

4 園、南北小学校、中学校のそれぞれの自然災害に対する防災教育の具体的な取り組みをお伺ひします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 保育園の 4 園についてですが、今年から新しくスタートしました高森あかり保育園も含めてですが、定期的に火災及び地震災害に関する避難訓練を実施しています。

また、火災に関する避難訓練の際は、消防署への通報訓練も実施しておりますし、また、町の消防団の皆さまとも年 1 回程度ですが、訓練及び交流等も行っております。

町内の小中学校ですが、基本的には年 3 回の避難訓練を防災教育の中心としております。4 月は避難経路・安全確保の確認、そして 2 回目ですが、先日実施しました引き渡し訓練ですね、そして 11 月には、いわゆる抜き打ち的に事前告知を行わない避難訓練というのを各学校で実施しております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1 番（本島未来君） では、ただいまの答弁にもありました小中学校の年 3 回の訓練のうちの、9 月 1 日に先日行われた引き渡し訓練の実施の目的、また想定に関する評価と今後の課題について、お伺ひします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） それでは、保育園に関してですが、まず町立 2 園・私立 2 園とも引き渡し訓練を実施しましたが、メール等で保護者に一斉にお知らせして、およそ 1 時間程度でほとんどの園児の引き渡しが終了したというふうに報告を受けております。

実際、最後の園児の引き渡しは、早いところでは 30 分程度、そして遅いところ

ろではやはり 80 分というところで、開きがあるということは事実ですが、実際の有事の際では、さらにこのあたりというのは、訓練のようにはいかないんじゃないかというふうに予想できます。

南北小学校においてですが、メール配信から北小では 30 分程度、南小では 60 分程度で引き渡しがすべて完了し、訓練ということを考えれば、スムーズに行えたのではないかなというふうに評価はできると思います。

課題ですが、園や学校周辺のまず駐車場の確保の問題、そして道路通行の問題というのが出てきています。実際の災害の場合は、緊急車両もそこに来るのではないかということも考えられます。この点について、実際学校では、例えば、時間差を設けて対応するということも検討はしたというふうに聞いておりますが、逆にその分、引き渡しには時間を要するという別の課題も出てきております。

これらについては、今回の訓練を通じて、本当に起きた場合のことをどこまで想像できるか、そしてまた、それを意識してどのように訓練に活かしていくかというのが、解決方法ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1 番（本島未来君） 私も先日、9 月 1 日に小学校、南小に通います子どもたちの避難訓練、引き渡し訓練の方に参加させていただきました。子どもたちは、どちらかというと、ちょっとわくわくな顔をしていたので、もうちょっと引き締め感があつたら良かったかなというふうに思いました。

では次です。

防災教育は、現在も学校安全計画の中で綿密に実施されていますが、子ども自身が防災の知識を身につけ、自分で安全確保できるようにするために、そしてさらに実効性を上げるために、先ほどちょうど清水事務局長の方からもお話はいただいているんですけれども、自分たちで避難経路や配慮事項などを話し合い、実際に避難してみ、振り返りを行うなどの実践訓練や防災の専門家、防災士を交えて実施するなどの工夫も、学校において必要ではないかと思えます。学校における自然災害に対する備えについてのさらなる向上に向けた具体策をお伺いいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） まず、学校において、何よりも子どもたちの命が一番大切なもの、大事なものというふうに考えています。そのためには、繰り返しになりますが、先ほども説明しました法令に基づいて学校安全計画を作り、その訓練の実施というのは、大変重要なものになるかと思います。

また、学習指導要領においても、実は防災という切り口で教科横断的に学ぶように記されております。例えば、体育の授業での陸上とか水泳というのは、基礎体力をつくるというものにつながります。また理科では、天候や地震の仕組みというのを学びます。また社会科の地理の中では、日本の気候とか海洋プレートの影響で地震が多い国だよということを、自然環境を踏まえた地域的な特性というものも学んでおります。このように普段の授業の中でも、自然災害に関連した内容を多く学ぶ機会が学校の中では与えられております。

当町が実施しているキャリア教育においても、実際、被災地で活動していただいた自衛隊や消防署の皆さまのお話を直接お聞きするというのも、自然災害に対する備えの学びの大きなものではないかなというふうに考えています。

また加えて、学校では、普段の授業や総合的な学習、そして部活動の中で、児童生徒の育成を考える上で、例えば、自分で調べて自分の意見をはっきり示せること、みんなでその意見を交わして、さらに物事を決定するというのを授業の中で多くつくるように、いま変わってきております。

訓練に限らず、このような普段の授業の中でも、子どもたちが自主的に判断し、行動する力というのを育成することを心がけております。

議員ご質問のように、具体的にという点についてですが、実は普段のこのような活動を防災という目で意識することで、具体的な活動につながっていくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1 番（本島未来君） 児童生徒が自らの命を守るためには、やはり主体的に行動する態度を身につけることが大切であると考えます。

また次の質問なんですが、本日ちょっと娘と話をしておりましたら、前に「学校の防災訓練ってどういうことをしているの」という話を聞いたときに、こういことをしているんだよという中で、この項目がありませんでしたので、提案も兼ねて質問をしようかと思ったんですが、今朝になって娘が「あ、そういえば」と言って思い出したように、ちょっとこの質問の内容がかすむようなこ

とを言われたので、ちょっとあれなんです、一応質問させていただきます。

配慮が必要になる児童生徒が在籍しておることは重々承知しておりますが、文科省のホームページでも実施報告が増えておる予告なしでの避難訓練の実施、こちらを強化していただきたいなと思いました。突然のことで慌ててしまうような場面であっても、適切な避難が、子どもができたかどうか、児童生徒自らの行動を振り返ってもらう、また反省点を話し合うという機会を設定していただきたいなと思います。

一般質問、前半の方の一般質問でもありました三浦議員もおっしゃるとおり、自然災害は場面を選びません。いつでも起こり得ます。なので、①児童生徒が自ら考え、判断し、行動できるようさまざまな取り組みを取り入れ、知識・想定だけではない、机上だけではない、実効性を上げるための実践的な取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今、本島議員もおっしゃっていただき、また私も先ほど少し説明をさせていただきましたが、やはり実効性を上げるための実践的な取り組み、訓練の一つが、先ほど学校で11月に行っているという、その事前告知をしない訓練というのが、一番自主的に判断する、行動する力を培うものではないかなというふうに考えております。

あと大事なのは、その訓練を通じて行った後ですが、児童生徒自身がその振り返りを行って、出てきた課題とか気づいたところを、また計画とかマニュアルに反映して、またそれを活かした訓練を行うという、そのような地道な取り組みというのが、今後も大事になってくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1番（本島未来君） 目指すべきは、児童生徒が自分自身のみで逃げ切れるための方法、自助ですね、を実行できるスキルを身につけさせることではないかなと思います。学校における防災体制整備、防災教育の実践方法など、防災士の資格取得時に学ぶ内容と同様の項目を取り入れた研修、また防災士などの専門家を講師として招くなど、学校全体で防災を意識し、万全の備えができる体制を整えていくことが、私は不可欠と考えます。

そこで、②学校長はじめ教職員全体の防災対応力のレベルアップに向けた取り組みの必要性についてのお考えをお伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 教職員全体の防災対応力のレベルアップという点ですが、議員のご指摘どおり、ここは必要性を感じているところであります。

毎年の計画に基づく訓練をしっかり行い、不備があればそれを修正し、まずは学校という場の自助の力というのを高めていく。そして、今もご提案いただきましたが、消防署などの専門知識のある方や地域の皆さんの協力も得ながら、さらに共助や公助の部分を広げていくということが大切になるかなというふうに考えております。

なお、他県、ほかの県では、教職員向けに防災に特化した研修を実施しているところもありますが、長野県内では、県教委の方ではそのような研修メニューというのは確認することができませんでした。

そのため、来年度ですが、すぐにでも町として実践できる取り組みですが、毎年7月下旬に、いわゆる教育委員会の主催ということで教育セミナーというものを、主に教職員の皆さんを対象に行っておりますが、県や専門機関などにも相談をしまして、先ほど本島議員からもご提案がありました専門家の皆さんをお招きして、学校の先生方に、いま一度ちょっと防災学習というものについての研修をもう実施する方向で進めたいというふうに思っております。それらの研修を通じて、各学校のまた独自の訓練に広げていっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1番（本島未来君） 学校経営の最高責任者である校長においては、災害が起こった場合に、素早い判断能力や優れた統率力などが求められます。このことから、知識を習得するための研修、また地域との連携、リーダーシップなどの研修を併せて実施していただき、子どもたち、また働いている教職員の皆さんのために、資質の向上に努めていただきたいと思います。

次の質問③です。

町内の防災士の人数、またその役割と活動実績をお伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 町の助成を使って防災士の資格を取得された方ですが、令和３年度と令和４年度はそれぞれ９人の方がいらっしゃいます。また、今年度８月の受験者は６人でした。

高森町の防災士の皆さまによる集まり、高森町防災士会では、高森町の防災・減災につきまして、どのようなことに関わっていけるかを主体的に考えておられます。今年は、町内の避難所の場所と実体を確認するための避難所巡りと、避難者と避難所開設運営者の両面の視点を学ぶため、一昼夜を避難所で過ごす避難所体験、こういったものを防災士会の中で検討し、実施を予定しております。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○１番（本島未来君） 防災に関わる専門機関と連携して、学校にアドバイスを行うなど、実質的に機能する学校防災体制を着実に整備できるよう、また防災設備点検や避難所訓練における注意点などについて、専門家的な視点から助言をいただくために、防災士や地域の防災活動に従事されている方々の学校への派遣ですね、専門家と連携して防災教育に取り組んでいくことで、双方の資質向上に寄与すると考えますが、学校防災体制を整備するための町内人材の登用をどのように考えますか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 今、保育園を中心に、消防団の皆さんと一緒に防災訓練を行ってくださっております。また、先ほど総務課長より答弁がありました、防災士の皆さんとも連携、もしくは協定を結ぶというところまで含めて検討していくというのが大事ななというふうに考えております。ありがとうございます。

また、本島議員もご存じだと思いますが、最近では、アウトドアとかキャンプの技術と防災の技術を組み合わせたものというのがクローズアップされています。実際に、山の寺キャンプ場では、不定期ですが、「あそぼうさい」というイベントで、子どもたち対象に、有事の際に自分の力でご飯を炊けるようになるとか、新聞紙を用いた防災用品のＤＩＹなども教えてくださっています。

町内には、消防団をはじめ、このようにすばらしい活動を行っている皆さま

がいらっしゃいますので、またその皆さんというのは、今まで説明してきた、いわゆる計画とか、教科書では学べない、より実践的な知識というのををお持ちだと思います。

今後は、このような皆さんを横につなげていく、学校中に広げていく、そして学校防災体制に関わってもらふことが必要というふうに考えております。その際には、ぜひ本島議員も橋渡し役になっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1 番（本島未来君） よく言われております自助、互助、共助、公助には、優先順位というものがあり、自助がまず第一、そのあとに互助がきて共助がきて公助がくるというような形にはなるかと思います。やっぱり自分自身が、事が起こったときにしっかり判断して次の態勢に移せる、その早さによって、命の守られる確率が高まるのではないかなというふうに思います。

そして、政府の、先ほども事務局長がおっしゃいましたが、政府の地震調査委員会の話にちょっと触れます。2022 年 1 月 13 日の地震調査委員会で、南海トラフ地震の発生確率を 40 年以内 90%以上と発表しておりました。いつ起こっても不思議ではないなというふうに感じました。

また、南海トラフ巨大地震では、地震や津波による大きな被害が広範囲に予想されています。県防災会議は、県内マグニチュード 7～9 クラスの巨大地震が発生した場合について、人や建物などの被害予測を算出した第 3 次地震被害想定を発表しています。東日本大震災を教訓に、これまで想定していなかった地震や、またマグニチュードの巨大南海トラフ地震は、陸側で強震動が発生した場合に被害が最も大きくなり、県南部から中部の広い範囲で震度 5 以上の強い揺れが予測されております。この地域の飯田下伊那は 6 強と予想されております。

ここまでさまざまな質問にお答えいただきましたが、改めてお伺いいたします。

⑤今後、必要な自然災害への備えとは何でしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） 先ほど事務局長の方でお答えをさせていただいたこととも繰り返しになりますし、また、議員がほんとにご指摘、議員にご指摘いただき、

お話いただいたこととも重なりますけれども、まず、学校においては、突然の災害に対して、まずは自分たちで考え行動できるようなそういった力をつける、そのためのそういった防災学習の実施が必要になるというふうに思います。これを大前提として、先ほどの町内の皆さんとつながっていくことや、また、高森町は既に多くの他の自治体や企業様と防災に関する協定も締結をさせていただいており、その皆さまと中身がある連携が必要かなと考えております。

実践例をご紹介しますと、令和3年3月、損保ジャパン様と教育分野による連携協定を締結しました。それに基づいて、同年の10月には、当時の南小5年生対象に、防災に関する授業を実施していただきました。災害に対して、普段から準備しておく防災備品について、クイズ形式で学ぶ授業に加え、新聞紙等を用いた食器の作成など、実践的な内容も学習しました。

なお、この授業後、子どもたちは、避難所用テントの組み立て、段ボールベッドの組み立ても実際に体験し、その作り方や仕組みも学ぶことができました。これは、メーカー様のご厚意にて実現したものではありませんけれども、このような座学等だけでなく、体験型の防災学習を取り入れることが重要だと考えております。

さらに、包括協定を締結している飯田短期大学からも、このような避難所用テント、段ボールベッドの授業について、いつでもご協力いただけるとのお話もいただいております。このような座学のみならず、実践的な防災学習の実施についても、今後進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（岩口友雄君） 本島議員。

○1番（本島未来君） 一つのシナリオでしかないハザードマップ、こちらにとらわれず、自分が置かれたその状況において最善を尽くし、一番最初に行動に移すことができるスキルを身につけることは急務です。

国交省のホームページに、防災が学べる防災カードゲームというものがあり無料でダウンロードできるんですけども、これ結構リアルな遊び方が3回あるんですが、結構実践に基づいている内容があるなというふうに思って、面白く家族で遊んでいるんですが、こちらもありますし、防災士の皆さんもおります。さまざまな角度から自然災害への備えを早急に整えていきましょう。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岩口友雄君） ここで暫時休憩といたします。

再開を2時40分といたします。

休 憩 午後 2 時 3 0 分

再 開 午後 2 時 4 0 分

○議長（岩口友雄君） 再開いたします。

◇ 通告 9 番 原 敏明（9 番） ◇

○議長（岩口友雄君） 9 番、原 敏明君。

○9 番（原 敏明君） 議席番号 9 番、原 敏明です。

通告に従って、給食費無償化について、伺ってまいります。

7 月に隣の松川町が給食でも費用無償化を打ち出し、高森町の町民の皆さんも期待の声を上げています。

学校給食は食育であり、「義務教育は、これを無償とする」という憲法第 26 条にとありますが、子どもの教育を受ける権利を保障するために、給食費無償化ができないでしょうか。子育て支援としても現物支給となるこの給食費無償化はふさわしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 憲法に準じて給食費が無償化できないかということでありま
すけれども、憲法第 26 条にある「無償」とは、授業料のことを示しているとい
うことで、この点については最高裁での判例がありまして、憲法の義務教育は
無償とするとの規定は、授業料のほか、教科書、学用品、その他教育に必要な
一切の費用まで無償としなければいけないことを定めたものと解することはで
きないとされています。その上で、教育基本法第 5 条第 4 項において、国又は
地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しな
いということになっています。一方で、教科書等については、国の施策として、
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、義務教育段階に
おいては無償となっているということです。

また、学校給食法第 11 条、経費の負担において、学校給食の実施に必要な施
設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定
めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とするとしながら、第 2 項において、
前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又
は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とするとしています。

これらの点を踏まえまして、憲法第 26 条を根拠に給食費を無償化できるかどうかというご質問ですけれども、法的根拠からは、難しいとお答えすることになるかと思います。しかし、学校給食費が食育にとって重要な点であるということについては、間違いはないと理解をしております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9 番（原 敏明君） この問題は、あとの③の方でまた続きをさせていただきますので、次へいきたいと思います。

給食費無償化は、学校へ来られない子どもたちに、「お昼一緒に食べよう」というような取り組みにつなげていくことができるので、不登校の対策にとっても良いことだと思うんですが、こういう取り組みについて考えたことがありますかどうかお願いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） 給食が、子ども同士がつながるための一つのきっかけになるのではないかと、というご提案かと思いますが、その可能性はございます。実際に今も福祉センターの調理室で、不登校の子どもたちが集まってパウンドケーキを作っております。そういった会を開くたびに参加者が増えているんです。また、実際に教室に入れない子どもが、給食をクラスの友だちと一緒に食べることから、徐々に教室に戻っていったという、そういう例もございます。

一方、給食が有料だから食べられなくて、不登校になっているという例は存じておりません。

したがって、給食は、議員ご指摘のように、あくまで声かけの契機にはなり得るということだと思います。その意味で、今年からスタートした「自分らしい学び応援事業」では、一緒に作って食べる時間を大事にし、カレーとかデザートとか、そして今のようにケーキだとか、味噌だとか、そういったものを作って、食に特化した協働の時間を設定することによって、人間関係を構築していこうとしているところです。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9 番（原 敏明君） 補足をお願いします。

ただいま、お昼と一緒に食べるというのは、非常に不登校問題の一助になる

というふうにお聞きしましたが、私がこの中で提起したのは、給食費の計算とかそういうのが全く無償化すると必要でなくなるので、食べても食べなくても、いつでも来て食べてもいいよという形でできるということでございます。

そういう点でやはり、給食費の方があのかどうかのこうで食べないというんじゃないくて、やっぱり給食費のことを全く考えなくても食事ができるという、そこがいいんじゃないかということで今この問題を、これと結びつけてお話ししたんですけれども、そういう点では考えたことがございますでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 補足質問の答弁を求めます。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） すみません、反問権をよろしいでしょうか。

○議長（岩口友雄君） はい。止めてください。

反問権を許可します。

○教育長（高野正延君） ありがとうございます。

お願いします。ただいまのご質問は、給食費の計算は、子どもたちが全く関わるわけではないんですけれども、給食費の計算とか金額云々のことを子どもたちがおもんばかって、食べない子どもがいるんじゃないかという、そういったことでしょうか。

○9番（原 敏明君） それは、いつでもおいでよと言っても、給食費が必要になると、払ってね、行けば払わなきゃいけないんだけど、そういうことをこっちでというか、学校側が考えなくても、いつ来て食べてもらっても問題がないので、その子どもたちが考えるという考えじゃなくて、こちら側がそういうお金のことに全く配慮する必要がないということを言っているわけです。

○議長（岩口友雄君） ただいま回答がありましたが、よろしいですか。

○教育長（高野正延君） はい、承知しました。

○議長（岩口友雄君） それでは、これで反問権を終了します。

事務局は時間停止を解除してください。

それでは答弁願います。

高野教育長。

○教育長（高野正延君） ただいまのことにつきましては、子どもたちの日常的な、それが不登校である子どもにとっても、登校ということには、給食費を云々ということについては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、子どもが気を使っているという姿は、把握をしておりません。また、そういった報告とい

いますか、そういったことも聞いたことはないかなというふうに思います。

それよりも、学校としては、例えば、長期休んだ場合に、給食費は払わないで止めてあるというような、そういった給食を止めてあるというような、そういう状況もあります。その場合に仮に突然出てきたというような場合には、どうするかというようなことについては、きちんとそれは家庭とも連絡したりしながら、いろいろな形で検討をし、配慮するようなことは、学校としては常に心がけております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） そういうことで、そのことに、給食を食べたとか食べないということに対して、何らあとの後始末も全然なくて済むということを、私は言っただけです。

それで次に移らせていただきます。②ですね。

学校給食費は、現状で試算すると、小中9年間に54万円ほどかかるというように見ているんですが、給食費無償化を行うには、一般会計予算の1%ぐらいというのが普通に言われているんですが、町ではどのぐらいかかるというふうに見ておるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 令和5年度当初予算で議会に決定いただきました、学校給食食材管理事業の予算額は7,944万3千円、これはすべて食材購入に係る費用でございます。

この学校給食食材管理事業7,944万3千円の財源は、給食費7,067万4千円と、地元食材購入や給食費の値上げを抑制するための町の負担876万9千円です。この給食費のうち教職員を除く保護者の負担は約6,400万円で、この金額が町の新たな支出となり、無償化を行う財源にトータル約7,300万円の一般財源が必要となります。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） 7,000万円かかるということでしたが、次に③に移ってまいります。

子どもたちが親の収入に関わらず、教育を受けられるようにしていくことが大事だと思うんですが、学校給食費のそういうことで無償化に取り組んでもら

いたいとお話ししたわけですが、隣の松川町はもうやっていけるのに、高森では給食費は無償化、法律的に有料だというようなお話でしたが、松川はできるのに、なんで高森だけそういうことになるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） まず、保護者の収入の状況に関わらず、教育を受けられるようにというお話でしたけれども、ご存じだと思いますけれども、町では就学援助制度において、該当の皆さまには給食費の約7割を扶助費という形で給付をさせていただいております。

また、以前より、中学校入学に対して、保護者の負担が非常に大きいということから、この就学援助制度において、新入学に関する支援の額を、近隣の町村と比較して2万円ほど上乗せをさせていただいて出させていただいております。

さらに、来年度からは、中学校のカバンをすべて公費負担という形にして、令和6年度に新1年生となる中学生へ、町からお祝いとしてプレゼントするという事業も始めています。

また、高森町では、平成13年度より学校給食の牛乳を、地元の市田酪農のものを選定し、これによる増額分約400万円を町が負担をさせていただいております。

このように、地元食材による食育事業を進めながら、保護者の給食費の負担軽減を実施し、最近の物価高騰の影響で給食食材費の原材料費は値上がりしておりますけれども、本来であれば1食20円の増額となるところを、物価高騰対策交付金を活用して町で負担をしているということです。

まず、保護者の所得に関わらずということではありますが、所得はたくさんある人もいれば少ない方もいらっしゃる。たくさんある人も給食費を無償化していくという、そういうことになってしまいます。

そもそも、子どもたちは教育を受ける権利が保障されている一方、教育は多種多様化してきていると考えておりまして、そもそも教育に対する考え方も、それぞれの保護者によって多様化していると考えています。けれども、どのような家庭の子どもであっても、自分がやりたいことを見つけ、目指してほしいと私は思っています。

子育ての責任は、当然保護者にあるわけですが、所得によってその子どもの可能性を狭めてしまうことのないよう、多様化する社会の多くの選択肢の中で、子どもたちが自己実現を目指せる、そういう教育を町としてはサポートしていきたいと考えています。

そのために、保護者の所得に関係なく、一律に給食費を無償化するというのではなく、むしろ、子どもの食費の一部は保護者の責任として負担をしていただきながら、安心して働きながら稼ぐことができるような、子育て支援センターであつたりとか保育所、学童施設を充実しつつ、地域の企業が子育てに理解を示し、働くことができる環境を提供すること。保護者が一人で悩み抱え込むことがないように、相談窓口などを充実すること。こういったことが必要と考えております。

町では、これまで町費による学校支援員の配置、子ども家庭総合支援室による子どもや家庭の悩みの不安などの軽減、働くことと子育てが両立できるような就労支援や、地域事業者の意識改革など、ほかの自治体では行っていない子育て・教育に関わる重要な事業を多方面で実施をさせていただいております。

松川町にできて、高森町ができないという理由ですが、もちろん、松川町が行う給食費の無償化について、反対や不要という意味ではなく、そもそも課題のとらえ方であつたり、政策の方向性、こういったものが異なっているため、町費を投入する場所が違うという、そういう考え方だと私は解釈しております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） それでは、補足をお願いします。

私が先ほど申しましたように、子どもの支援でお金を配るというのは、あまり私も良いとは思っていないので、町長も配るのは良くないということでカバンを贈るようにしたんだと、現物を贈るようにしたんだと思いますけれども、現物をやっぱり支給して、誰もが、子どもを、何人目の子どもでも、学校へ行ったらお昼を食べられるんだと、お母さんの所得が減っちゃったとか、お父さんの所得が減っちゃったという、そういうことも関係なく、いま非常に雇用の関係とか、いろいろな仕事の関係とかで所得が減ってしまう方もいたりするわけですが、そういうことで学校給食だけは、どんな状態でも食べられるという、そういう状況がやっぱりつくっておく必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そういう点で、現物支給ということが、子どもたちにとって一番いいことだというふうに私も思うので、この中で一番教育費の中でも大きなそこを占めている学校給食費を無償化するというのは、現物支給でいく点では一番いい形だと思って考えておりますが、現物支給で支援するという点で、どういうふうにお考えなのか、お聞きします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 反問権をお願いします。

○議長（岩口友雄君） 止めてください。

どうぞ。

○町長（壬生照玄君） 前回、北沢議員からご質問をいただいたときにも若干お話をさせていただいたと思うんですけども、学校に係る保護者の経費というのは、給食費に関わらずいろいろなものがあります。例えば、学年費であったりとか、修学旅行の積み立てであったりとか、そういったものを毎月毎月積んでいながら、いろいろなことに備えていくというような形をとっておりますし、中学へいけば、それ以外にもいろいろな費用がかかってくるというところがあるんですが、そのいろいろなものがかかる中で、なぜ給食費なのかというところをご説明願いたいと思います。

○議長（岩口友雄君） お答えください。

○9番（原 敏明君） 今やはり子ども一人ひとりに関わる問題として、一番大きな金額になってくると思いますので、給食費についてお伺いするようにしました。

○議長（岩口友雄君） ただいま回答がなされましたが、これでよろしいですか。

○町長（壬生照玄君） いいです。

○議長（岩口友雄君） いいですか。

それでは解除してください。

これで反問権を終了します。

それでは、回答をよろしくをお願いします。

壬生町長。

○町長（壬生照玄君） 一般会計に占める割合が一番大きく見えているから、これを無料にすることがふさわしいというようなお話をいただきました。

先ほど申したとおり、例えば、町費で入れている支援員の金額は、7,300万円では追いつかないような、そういう金額が入っております。

何を重要視するかというところが一番問題だとは思いますが、もし現物支給をするとしても、このものを継続的にやっていくとどうなるかという、先ほども言ったとおり、私に年間所得が1,100万円ほどあります。その私が、子どもが中学校に通っていたら、その給食費が無償化されますというのを、どういうふうにやはり町民の皆さんが理解し、それを納得いただくかということが、一番私は重要だと思っています。

なので、そういうことではなくて、先ほどおっしゃっていただいたとおり、年度の途中であっても経済的に苦しい状況になった人たちを、どういうふうに把握をして、それを就学援助にどういうふうに結びつけていって、町としてきちんとした給付をしていくのか。それで子どもたちに迷惑をかけないような状態にする。さらには、そうってしまった人をいろいろな形でやはり支援をして、ちゃんと給料を取れるような、そういう方向性に持っていく、それが町としてすべきことだということを私はお話をさせていただいておるので、なので、ぜひ、ご理解をしていただきたいと思いますけれども、ぜひそういった考え方もあるということについては、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） では、続いて、質問Ⅱの方に移ります。

福祉センター建て替えについて、伺います。

近々、設計業務委託がされようとしている福祉センターの建て替えについて、建て替えの目的、現地で建て替える理由、また完成の予定、それぞれについてどんなふうになっているのか、お伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 現在の福祉センターですが、昭和48年建築で、大ホール機能や調理室機能を備えている施設として、また、洪水・土砂災害時の指定避難施設として、多くの町民の皆さまにご活用いただいています。築50年を迎え、内外装、設備を含め、老朽化が進んでいることに加えまして、令和2年度に実施した耐震診断の結果、構造耐震指標を下回っており、耐震性を満たしていないことが判明したため、建て替えを実施していく、これが建て替えの目的でございます。

現地で建て替える理由につきましては、隣接する中央公民館施設や役場庁舎と一体的な活用ができることなどのメリットに加え、別の場所に建て替える場合は、駐車場を含めて用地を確保しなければならないこと。現地以外の場合、建設費以外に土地の取得費用や道路改良費などが生じるなど、費用面で大きな課題があります。

以上を勘案し、現地建て替えを実施していく予定としております。

完成の予定時期ですが、財源として予定している国庫補助金の決定時期や、実施設計、取り壊し工事、本体工事にどれだけ時間を要するか、このあたりも不確定なところがございますけれども、早ければ令和9年度中の完成を目指したいと考えています。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） ①に移ります。

福祉センターの建て替え計画では、設計業務委託をするところまでできました。同時期に建てられた役場庁舎も建て替え期を迎えていると思いますが、役場庁舎の建て替えの計画はあるのでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 役場庁舎は、昭和51年建築、築47年が経過しております。平成25年度に耐震改修工事を実施済みで、直ちに建て替えの検討が必要というわけではありませんが、雨漏りが発生するなど、老朽化は否めないところでございます。

個別施設計画におきましては、築60年以降も使い続けていく場合は、令和17年度に大規模改修が必要となってきます。現時点で具体的な建て替えの計画はございませんけれども、施設の老朽化具合を勘案しつつ、庁舎建て替えの時期を見極めていく必要があります。

なお、庁舎は福祉センターと隣接しており、福祉センター改築の検討では、一体的に検討を行う必要があります。現庁舎は、3階に上がっていただくにもご不便をおかけしているなど課題もありますので、そのような点でも一体的な検討は必要と考えています。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） ②に移って、そのあとお伺いします。

現在の役場庁舎の建設工事のときには、役場庁舎が今の時の駅にあったとい

うことで、完成後に移転してきました。そのために設計工事中でも業務に支障はありませんでしたが、役場庁舎を現地に建て替えるということを考えた場合に、建設中の業務をどうするのか、場所の確保をする必要があると思うんですが、そんな計画なんかも含めてあるのか、お伺いします。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 現地建て替えが、方向性として決定したとなれば、当然ご質問のような内容についても、事前に検討が必要となってまいります。今の時点では、その方向性が決定したわけでもございませんので、具体的な計画はございません。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） ということは、役場庁舎は当面建て替える方向性がないということなんですが、③に移りまして、役場庁舎の建て替えというのは、今の福祉センターの建設計画の中に影響があるというか、その建て替えのことも考えた中で計画を立てているということでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 最初の質問でも少し触れましたけれども、福祉センターに改築事業を進めながら、並行して庁舎の方針も考えていくことになります。

ですので、建て替えありきではなくて、先ほど申し上げたとおり、耐震性は現時点で満たしておりますので、福祉センターの改修に併せて、現庁舎をどう活用していくかということも含めてになりますので、建て替えありきというわけではございません。

福祉センターの建て替えでは、設計業者から施設の目的や機能などに対して、どのように考え、形にするのかという提案をいただくプロポーザルという形で決定する予定です。町が求めるテーマとして、隣接する役場庁舎との親和性・連続性、こういったところも含める予定でございます。

築年数が経過している役場庁舎につきまして、数年のうちに改築もしくは大規模改修、こういったことを行うことも考えられますので、福祉センターと役場庁舎の一体的な施設の提案、こういったものを求めようと考えております。その提案も踏まえまして、庁舎の今後について検討していくことになります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） では、補足をお願いします。

福祉センターの今ある大きさというのは、ホールとかを考えたときに、もうちょっと、他の団体なんか見ても大きなものがほしいなという、私は思ったんですが、そういうようなものとか、そういう大きさの関係で、あの面積の中でやっていく中で、ユニバーサルというようなことも考えると、入り口とかいろいろなところも変わってくるだろうし、町もいま下の受付の辺も、相談をしていると、待っているところもままならないというような状況で、改築に併せた中で、使いやすいというような形も考えて、私は、もう一緒に建てた頃だから、もうこっちも一緒に次のことを考えていくのかなというふうに思っていたので、今のような質問をしましたけれども、そういう中で福祉センターも今の大きさでというか、形でいいのかということと、もうこの議場もちょっと直してほしいなというようなこともあって、そっちが直っていくとなるのかなというようなことも考えていたんですが、こっちへつながってくるというのはなかなか、3階へ、先ほどエレベーターで上がって、例えば、この3階へつながってくるとなると、議場があつてこうつながってくるということがほとんど不可能な形になっているので、福祉センターの方へ議場を造っちゃって、この部分を建て替えるのかなというようなことも私は考えてみたりしたんですけども、どっちにしても福祉センターは福祉センター独自というんではなくて、この庁舎をどんなふうに改修するのかとか、変えなきゃいけないのかという、5年後でも10年後でもいいんですけども、プランを持って、それにくつつくようなものを造っていかないと、隣接して造るというものにはならないというふうに私は思うわけで、今回、福祉センターを建て替えるときに、直接庁舎は関係ないかもしれませんが、やはり隣接して建てる上では、庁舎をどういうふうに、10年後でも5年後でもいいんですけども、造るときに、隣接という関係で一緒に考えて、今の形に対してくつつけばいいというんではなくて、10年後にくつつくとか20年後にくつつくという、そういうレベルで考えていく必要があるんじゃないかということで、質問させていただきました。そういう点で何かご答弁がありましたらお願いします。

○議長（岩口友雄君） 本島総務課長。

○総務課長（本島 憲君） 今、議員からご紹介いただいた内容につきましては、今回7月の総務民生委員会、また体制が変わりました8月の総務民生委員会にお

きまして、総務課から考え方を説明させていただいた内容とほぼ同じかと思えます。ここにいらっしゃるほとんどの議員さんが、産建のままの議員さんにつきましては、その話は直接申し上げておりませんが、基本的には多くの総民の皆さまにご説明をした内容のとおりでございます。また、私がいま答弁した内容につきましても、いま原議員がおっしゃっていただいたそのとおりでございますので、町としてもその内容で進めておるということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 原議員。

○9番（原 敏明君） そういう点で建て替えるときに、私も申しましたように、現地で考えた場合には、建て替え時に仕事をどこでやるのかとか、そういうようなことも今から考えていく必要があるということを申し述べて、一般質問を終わらせていただきます。

◇ 通告10番 小川 修（5番） ◇

○議長（岩口友雄君） 5番、小川 修君。

○5番（小川 修君） 議席番号5番、小川 修です。

通告に従い、質問をいたします。

質問をする前に、町道120号線先のガイドウェイの側壁のことでお礼の言葉がまいておりますので、ご披露をいたします。

町道120号線先の突き当たりは、ガイドウェイの側壁ですが、道路標識を付けていただいております。早速対応いただいてありがたかったというお声をいただいております。小さなことですが、こういうことの対応が大きな信用につながっていくと思っておりますので、これからもこういう対応をお願いしたいと思えます。

それでは、下市田産業用地について、いくつか質問をさせていただきます。

（1）番、現在、リニアガイドウェイ工事の進捗状況は、「中央新幹線ガイドウェイ側壁製作工事だより」というのが、JRの回覧が出ております。これで大体どういうふうに進んでおるかというのはわかるんですが、5月号・8月号まで出ておまして、2024年、来年の2月の予定まで入っておりますが、それ以降の予定は入っておりません。

これについてお聞きいたしますが、何かわかることがあったら、この先につ

いてお聞きをしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） まずご丁寧にご紹介をいただきまして、ありがとうございました。

これからも地域の皆さまからのご意見を丁寧につなげていくよう、努めてまいりたいと思っております。

その上で、ご質問いただきましたガイドウェイ工事の状況でございますが、下市田産業用地におけるリニアガイドウェイヤードにつきましては、平成 30 年 6 月に、ＪＲさんと基本協定、それから調査測量設計に関する施工協定を皮切りに、順次用地の賃貸借ですとか、造成盛土工事を進めてまいりました。

昨年 12 月にはほぼすべての工事を終えまして、使用者でありますＪＲ東海によるヤード整備工事、ヤードとしての整備工事が進められてまいりました。

ご質問の工事だよりにつきましては、この使用者の行う工事の状況につきまして、近隣の皆さまへお知らせをするというもので、限られた範囲ではありますけれども、回覧をさせていただいておると伺っております。

施工者、使用者に確認をしましたところ、製作ヤードの準備はほぼ完了し、実際の側壁パネルといったものの製作が既に始まっているということになります。

今後であります、11 月頃、今はまだ徐々に規模を拡張していると、製作ペースを徐々に上げていくということで、11 月末ぐらいには通常のフル稼働という形で製作を進めていくということですが、来年の 2 月以降の様子についてお尋ねをいただいておりますけれども、その後は、引き続きその作業が続いていく、当面の期間、数年間続いていくということから、あまり大きな変化がないというふうにお伺いしております。

いずれにしても、その作業状況などは把握をさせていただきながら、内容が変化する折などにつきましては、地域の皆さまにもお知らせをさせていただくというようなおつなぎをしてみたいと考えております。引き続き事業者からのその情報発信といったものに促しをしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩口友雄君） 小川議員。

○5 番（小川 修君） それでは、もう既に本体工事に入っておるというふうに理解

をさせていただきます。

それでは、関連質問として、①からちょっとお聞きをしていきます。

農免農道を挟み東ヤードはガイドウェイの製作工、西ヤードはクレーン設置工の建物ができておりますが、これ以上高い建物の建設は聞いておりますでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） ごらんいただきますとおり、現在造られております製作テント、一番高いものについては、およそ 15 メーターほどの棟高がございます。それ以上に高いもの、あるいは同等に高いものがこれ以上加えられるということはお伺いをしておりません。

ただ、現在の状況と変わるものとしましては、西側、農免農道 7290 号線を挟んだ西側のヤードですけれども、こちらについては、やがて製作されたその側壁パネルが保管される場所として利用されます。そうしますと、造られたものが何段か重ねられることになりまして、積み上げて段積みで保管するということになりまして、そのときにはおよそ 6 メーターほどの高さになるというふうに向ってございます。

ご質問のこれ以上の高い建物の建設といった情報は、現状のところお伺いをしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（岩口友雄君） 小川議員。

○5 番（小川 修君） 了解をいたしました。

それでは、②の質問に移らせていただきます。

前回の一般質問でお聞きした相続の関係で、未買収となっていた共有地の処理は完了はしておりますでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） 当初 28 名の相続関係人がいる中で、昨年度当初で 25 名の方との処理が残っておりました。現在までに手続きを進めてまいりまして、地権者の皆さまのご理解をいただき、残り 1 名という方のところまでこぎ着けたところでございます。

ただ、この 1 名の方は海外在住の方で、なかなか進展がはかれないといったところから、苦心をしておるところであります。何とか本年度内、何らかの

方法での決着という形を目指してまいりたいということで、引き続き処理にあたってまいりたいと考えているところです。よろしくお願いします。

○議長（岩口友雄君） 小川議員。

○５番（小川 修君） 最後の１名になったということですが、これも解決していくというような方向で対応をしていただきたいと思います。

それでは、③番でございますが、農免農道 7290 号の交通量について、お伺いいたします。

工事開始当時に比べて増えてきていると感じております。特に南方面に通り抜ける車両、朝夕の出勤・帰宅の時間帯が増加傾向に見える。スピード等に対する対策、規制表示等について、何らかの対応をすることができるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） ご指摘のありました 7290 号線につきましては、この北部から飯田市方面へ行かれる方の重要なアクセス路として、多くの方に利用されているところでございます。

今後のヤードへの資材運搬車両などが往来することは想定されるわけでありますがけれども、事業者において、その運行時間帯を配慮するですとか、その安全教育といったものの徹底には、引き続き求めてまいりたいと考えております。

一方で、従来から、ヤード利用が始まる従前から、速度が高い走行車両があるということで、地域の皆さまの中からも課題を上げる声がいただいております。交通安全は、すべての皆さま、走行されるすべての皆さまの安全意識で成り立つものではないかと考えております。走行される皆さまに向けたそういった表示など、ちょっと手当てが遅れているところもございますので、努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩口友雄君） 小川議員。

○５番（小川 修君） またこういうことについては、また地区の方から何かそういう要望みたいなものが出てくるかもしれませんので、そのときにまた質問をさせていただきたいと思います。

それでは、④番でございますが、７月の総務民生委員会の教育委員会からの報告がありまして、ＪＲ東海から、リニアヤードへのペインティングプロジェクト依頼についてという報告がありましたが、現在進んでおりますでしょうか。

どのように対応をしていくつもりでおりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

清水教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（清水 衆君） 現在、各校の教頭先生、また担当の先生と、実施に向けて打ち合わせの方を進めております。既にいくつかの学年で、このプロジェクトに参加するという意思も確認をできております。これに併せて、ＪＲ東海によるリニアに関する出前授業も実施する方向で、現在調整をしております。

今の計画、流れですが、子どもたちがＪＲ東海の皆さまの出前授業を受けた後ですが、未来の高森町を思い描いて、その姿を画用紙に描くと、それを拡大してヤードの壁面へプリントするという手法で現在考えております。

なお、中学校においては、美術部の皆さんが作品を作ってくださっていますが、それを展示すると、拡大して掲示するという方向で、現在、美術部の担当の先生と進めております。

この事業ですが、喬木村でも同じくヤードがございまして、現在、喬木村の教育委員会とも日程を調整しながら、11月にその除幕式という形で開催したいというふうに進めておりますので、現在の様子はこのような計画で進めております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小川議員。

○5番（小川 修君） 大変私も良い計画だというふうに思っております。教育委員会としては初めてのプロジェクトでしょうかね。すばらしい側壁が誕生することを心待ちにしております。

それでは、最後ですが、⑤番、ＪＲガイドウェイ製作が終了した後は、工業団地に向けて企業誘致を進める準備がもう既に始まっておりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） 現在のところ、当面令和8年を目途として、現在の使用者と賃貸借、土地の貸地契約をさせていただいておるところでありまして、現時点で具体的な企業立地などの準備確保に動いているというところではございません。

ただ、あの用地に対して、近隣の皆さまも含め、ご紹介、引き合いをいただくお話は何件かいただいております。今後に向けて、そもそもあそこを一括してどなたかに委ねるのか、それからどういう区画で、分譲か貸しなのか、さまざまな要件を定めていくことがあるかと思っておりますので、そのような立地に向けての条件といったものについては、検討を始めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 小川議員。

○5番（小川 修君） この工業団地化に向けた取り組み、加速をしていただきたいと思います。立派な工業団地化に向けて、私も微力ながらお手伝いができればというふうに思っております。

また、産業用地について、またお聞きする機会もあろうかと思っておりますので、またそのときには質問をさせていただくつもりでおります。

本日はこれで質問を終了いたします。

◇ 通告 11 番 河合隆俊（4 番） ◇

○議長（岩口友雄君） 4 番、河合隆俊君。

○4 番（河合隆俊君） 議席番号 4 番、河合隆俊。

通告に従って、質問させていただきます。

農業委員会は、令和 5 年 7 月 19 日に任期満了を迎え、7 月 20 日から新たな委員の皆さんが、議会の同意を受け、農地利用最適化に向け取り組みを進めていただいております。

今回は、農業委員会の取り組みである人・農地プランの実質化に向けて、伺ってまいります。

それでは、（１）の質問へまいります。

農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月に改正され、人・農地プランが地域計画として法制化されました。この地域計画は、10 年後に農地を利用する者を、農地一筆ごと特定することで、農地の集積・集約化の計画的な推進を目的としたものであります。

農業委員会では、農業従事者への聞き取りや農地の利用状況を調査しながら、10 年後の農地利用者を明確した目標地図の素案作成に向け、取り組んでいただいております。

この地域計画は、人・農地プランをより具体的にしていけることが基本であると考えますが、現状と課題を伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） ご質問いただきました高森町人・農地プランにつきましては、平成25年3月に全町を対象としてこれまで作成され、これまでに数回の変更を経て現在に至っております。

プランの中では、新たな担い手の創出や農地の有効利用を目指す。また、基幹的な農家への集積を目指して、新規就農の支援や耕作放棄地再生事業を活用した農地の再生と再活用などに取り組んでまいりました。

続いて、このプランの策定に続いて、各地区での意向調査や地域集会によるその議論、あるいはそこによるその農地の貸し借りの具体化といったものに進んでいくというのが、いわゆる農地プランの実質化というものでありましたが、これを全町で取り組んでいくということとされておりますが、なかなか実現していないということが現状でございます。

挙げていただきました地域計画は、この人・農地プランの実質化をより具体的に進めるために、守るべき農地・保全する農地・農地として活用しない農地に仕分け、およそその営農集落単位、地域といいますか、営農の単位ごとに10年後を想定して定めていくといったものになってございます。

国では、この結果を一筆ごと示す「目標地図」の作成を来年度末、令和6年度末までに進めるということを求めているところでありまして、まず、このための現状の把握、それから議論の開始、地域内の議論の開始といったところが直近の課題かというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○4番（河合隆俊君） 町内では、地域農政などの活動を通して、遊休農地の有効活用のために、そばの栽培に取り組むことで、遊休農地・遊休地を少しでもなくしていこうという取り組みが進んでおります。

人・農地プランの実質化へ向けて、地域ごと抱える課題や担い手の有無など、さまざまな課題があると思います。高齢化や規模の縮小、離農が進む中、これまでに人・農地プランの実質化に取り組み、中心経営体に農地の集積・集約化が進んだ地域はあるのか、伺います。

また、町内の農地面積のうち集積・集約できた面積はどのくらいあるのか、伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） 人・農地プランの実質化につきましては、まずは全町のモデル地区として、千早原・正木地区において取り組まれています。関係地権者へのアンケート調査を行い、それらを地図上に色塗りとして視覚的にわかるようにまとめ、関係者で現状の確認と議論を行ってまいりました。それらの議論を経て、農地の利用意向を踏まえ、農地中間管理機構を利用した農地集積事業といったものに取り組んでいます。

この結果、地域内農地のおよそ6割弱の農地を対象に貸し借りが組まれたほか、その後も営農支援センター「ゆうき」を介し、農業法人など新たな参入者への農地の集積も進められてまいりました。

ただ、その一方で、その議論の過程には、なかなか参加していただける農家の方が固定化し、当事者からのこの関心がすべての関係者に持っていただける状況には至っていないというところに、課題を感じているところでございます。

この間にも農家の高齢化による営農活動の低下や担い手を失った農地が増加してきているところでありまして、こういった課題も含め、先行事例を参考に、町内全域での地域計画作成につなげてまいりたいと考えているところです。

これまでに集積などが行われた農地、全農地の中でといったご質問もいただいております。

これにつきましては、全体の、ここでは936というふうにお示しをいただいておりますけれども、全町の中で、現在耕地として把握をしておりますのが924ヘクタールということになってございます。これのうち200ヘクタールほどを何らかの集積、基幹的な農家への貸し借り・移転などによって委ねているという実績を重ねてきたということで、計数を把握してございます。

ただ、中には、そのまま管理が少し、集積した後に管理が行き届かなくなってしまうという事例も生じておりまして、これらについての課題も踏まえ、また地域の検討の話題になっていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○4番（河合隆俊君） 今、答弁の中で、集約に向けて、農家さんが限られた方に決

まってきたというところでありまして、高森町は基幹、農業が基幹産業でありますので、ほんと一人ひとりの農家さんがこういう意識を持って、また農地集約へのご意見をいただけるような取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、②の関連質問へまいります。

農業経営基盤強化促進法の改正を受けて、人・農地プラン実現に向け、町・農業委員会・JAは、それぞれどのような役割を担っていくのか。また、農地中間管理機構や県の農業経営支援センターとの連携を今後どのように考えていくのか、伺ってまいります。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） まず、関係する皆さまの役割ということでご質問をいただきましたが、地域の農家、農地の実情を一番よくご存じなのは、やはり地域を代表します農業委員・最適化推進委員の皆さまではないかというふうに考えており、何より議論の中核となってそのお声がけをいただくことになるかというふうに考えております。

また、広い意味での農業協同組合につきましては、それぞれの組合内での活動として、農地利用、これからの農地に合わせた作物ですとか、経済性の図れる作物ですとか、担い手の創出、新規就農者の就農支援などといったものを進めていただいているそれぞれの施策について、ご提案や助言をいただけるものではないかというふうに考えております。

また同様に、この農業といった産業は、長くこの地域の基幹的なコミュニティといいますか、地域を形づくるものとして、大きな存在でございましたので、そういった意味からも、自治組織などからのご意見も頂戴できるような場が必要ではないかと考えます。

そして、最後に、町では、これらの各主体の皆さまが連携して議論が進められるような促しですとか、調整、あるいは参考資料、必要資料の作成などを努めるといったことが必要ではないかと考えております。ここには併せて、中間管理機構ですとか、長野県など、そのほかの関係機関のそれぞれの見地からの、また法的な制度からのご指摘、ご指導をいただくことも必要ではないかと思われます。

しかしながら、議論の一番の中心は、先ほど申し上げましたその農家ご自身であるべきと考えておりまして、この皆さまが実際にご自分の所有されている

農地をどうしていくのか。ご自身でこのまま耕作をしていくのか。どなたに委ねるのか、また委ねるとしたらどういった方があるのか。ご自身で作るとしたら何を作っていくのがいいのか。さまざまな話題があるかと思いますが、こういったものを継続して考えていかなければいけない。で、先ほどの地域計画といったものにまとめていくという議論が必要になりますので、それぞれの皆さん、それぞれのお立場から、ご意見と理解が必要になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○４番（河合隆俊君） いま答弁にも、農家の皆さんが中心であるということがありましたけれども、続いて、③の関連質問へまいります。

人・農地プランを実質化するには、地区ごとで認定農業者や中心的農家の皆さんに、人・農地プランの計画を知ってもらい、方向性を共有していく必要があると考えます。

また、農地の集積や集約だけでなく、町内には草刈りや栽培管理が行き届かないことで、隣接する農地への影響が出ているケースもあります。

今回の法改正の中で、地域の徹底した話し合いとあります。この話し合いの中で、手入れが行き届かない農地への対応についても検討していく必要があると考えますが、今後、このような話し合いの場をどのように設けていくのか、伺ってまいります。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、話し合いの起点としては、まずは現状の把握、そしてそれをわかりやすく可視化するといった作業が必要かというふうに考えております。計画、議論の単位としましては、先ほど申し上げました自治組織、各区単位、あるいは基幹的な耕地組合といいますか、耕作者の組合の皆さまがいらっしゃる、そういう団体があるところにつきましては、それぞれの組合を単位に、農家の皆さまへアンケート調査を行って、それを先ほど申し上げたモデル地区でやったような地図上に色塗りなどで表現をさせていただき、まず視覚的にわかりやすい形で表すことをしてまいります。

これらの資料を基に、各地域で、先ほどお答えさせていただいた関係者の皆

さんにご参画をいただいて、議論を始めていくということになります。その過程の中では、その管理が行き届かない土地はここだとか、このところは誰なら作れそうだとか、そういう話に進んでいくことを期待していく、また促していくということで考えております。

まずは、このアンケート調査というものに、調査に着手してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○４番（河合隆俊君） 関連質問④へまいります。

改正農業経営基盤強化促進法の中で、利用権設定事業が撤廃されるとあります。これは具体的にいつからか。また、今後、農地の貸し借りをする際には、どのような手続きになるのか、伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） 従前の改正前、農業経営基盤強化促進法の中では、この利用権設定、いわゆる農地の貸し借りの設定につきましては、農地中間管理機構のほかに、市町村が計画を作り、その計画に則って貸借を結ぶという制度が認められてございました。

今後、今回の法改正によりまして、先ほど申し上げております地域計画、地域計画に基づいて、全県単一の農地バンク、これは長野県の場合は、先ほどの農地中間管理機構が担うわけですが、農地バンクがその役目を唯一行うということで、その貸し借りのとりまとめ役を集約するということになってございます。

ただ、今回、法改正にあたって、地域計画の策定は各自治体で、まだまだこれからのございまして、それまでの間、経過措置として、令和６年度、令和６年度につきましては、従前の市町村の促進計画に基づいての貸し借りの設定が可能とされておるところです。

ご質問にありますような今後の方法につきましては、地域計画に基づき、農地バンクたる農地中間管理機構が仲介をする農地の貸借の設定、もしくは従来から続けられております農業委員会を通じて、農地法第３条による権利設定、賃借権の設定という手続きを経るか、どちらか２つの方法が残ることになるのが、ご質問のお答えかというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○４番（河合隆俊君） 補足質問を一点お願いいたします。

現在の農地の利用権の設定の場合、今までは３枚複写で書いていたんですけども、今年からかな、複写じゃなくなっちゃって、３枚すべて書くというところがありまして、今後、フォーマットというか、改善されるような予定はございますでしょうか。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） 手続きにおいて、ご不便をおかけしておるところです。

この様式につきましては、大幅に変わることはない。主体が農地中間管理機構ということで、そこに絞られるということはあるけれども、その手続きの書式、様式については、大幅に変更されるということはないかと考えております。

ただ、この３枚複写という形ができるかどうかにつきましては、ご提案をその組織の方には上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○４番（河合隆俊君） それでは続いて、Ⅱ番の質問へ移ってまいります。

市田柿の原料柿品質向上に向けて、伺います。

このあと質問の中で、コンフューザーという言葉が出てまいりますが、これは交信攪乱剤、対象害虫の交尾を連続的に阻害し、害虫の発生自体を抑制するものということでありますので、よろしく願いいたします。

それでは、（１）の質問へ入ります。

この質問は、市田柿を生産するグループの皆さんとお話する中で出されたものであります。

南信農業試験場では、市田柿のフジコナカイガラムシを対象としたコンフューザーによる試験を行い、良い結果が得られたと聞いています。

兼業農家では、週末でなければ管理や防除ができない。また、防除をしたくても、雨が降ってしまって防除ができなかったこと等により、さまざまな理由で原料柿のヘタの部分がカイガラムシによって黒くなってしまうものがあります。ＪＡの指導では、基本的にはこの黒くなってしまった果実に関しては加工しないという指導であります。

このフジコナカイガラムシの対策としては、冬場の剪定の後、柿の木の粗皮削りや夏場の新梢管理、また適期防除をすることで、ある程度防ぐことができます。しかしながら、このコンフューザーを設置することで、対象害虫の交尾を連続的に阻害し、害虫の発生自体を抑制することができれば、品質の良い原料柿が確保でき、また、これによって農薬散布の回数や散布量を減らすことができれば、生産者の体にも優しく、また環境にも配慮したということが言えると思います。

そこで、J Aを中心にコンフューザーの関係について、関係機関と連携を取り、普及に向けて取り組んではいかがかと思いますが、ご意見を伺います。

○議長（岩口友雄君） 答弁を求めます。

野沢産業課長。

○産業課長（野沢 稔君） ありがとうございます。

南信農業試験場に確認をしましたところ、ご質問のコンフューザーといったものの、これはメーカーさんとの共同研究ということで伺いましたけれども、かなり有用性は認められたというふうに伺っております。現在の段階としましては、その共同研究をされたメーカーにおいて、商品化をするかどうかといった検討に入っているというふうに伺いました。

いずれにしても、この技術が普遍化といいますか、市場へ提供されるようになるといった情報につきましては、またJ Aなどを通じて把握をしまして、生産者の皆さまにも広くお知らせをしましてまいりたいと考えております。

この技術に限らず、高品質な市田柿の生産といったものには、南信州のブランド推進協ですとか、G I 委員会などでも、その技術の普及に努めているところがございます。そういった団体からも情報を把握しながら、また町内においても周知をしましてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（岩口友雄君） 河合議員。

○4番（河合隆俊君） 終わりになりますけれども、ただいまのコンフューザー、ぜひ現場へ普及することを願っております。普及することで、品質の良い原料柿を確保することは、南信州の特産である市田柿の生産が持続可能なものになると考えます。

また、一般質問の前段で質問しました農地最適化へ向けた農業委員会の皆さんの役割は、今後ますます重要になってくると考えます。

課題は多く、地道な取り組みではありますが、当町の農業を支えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（岩口友雄君）　これで一般質問を終わります。